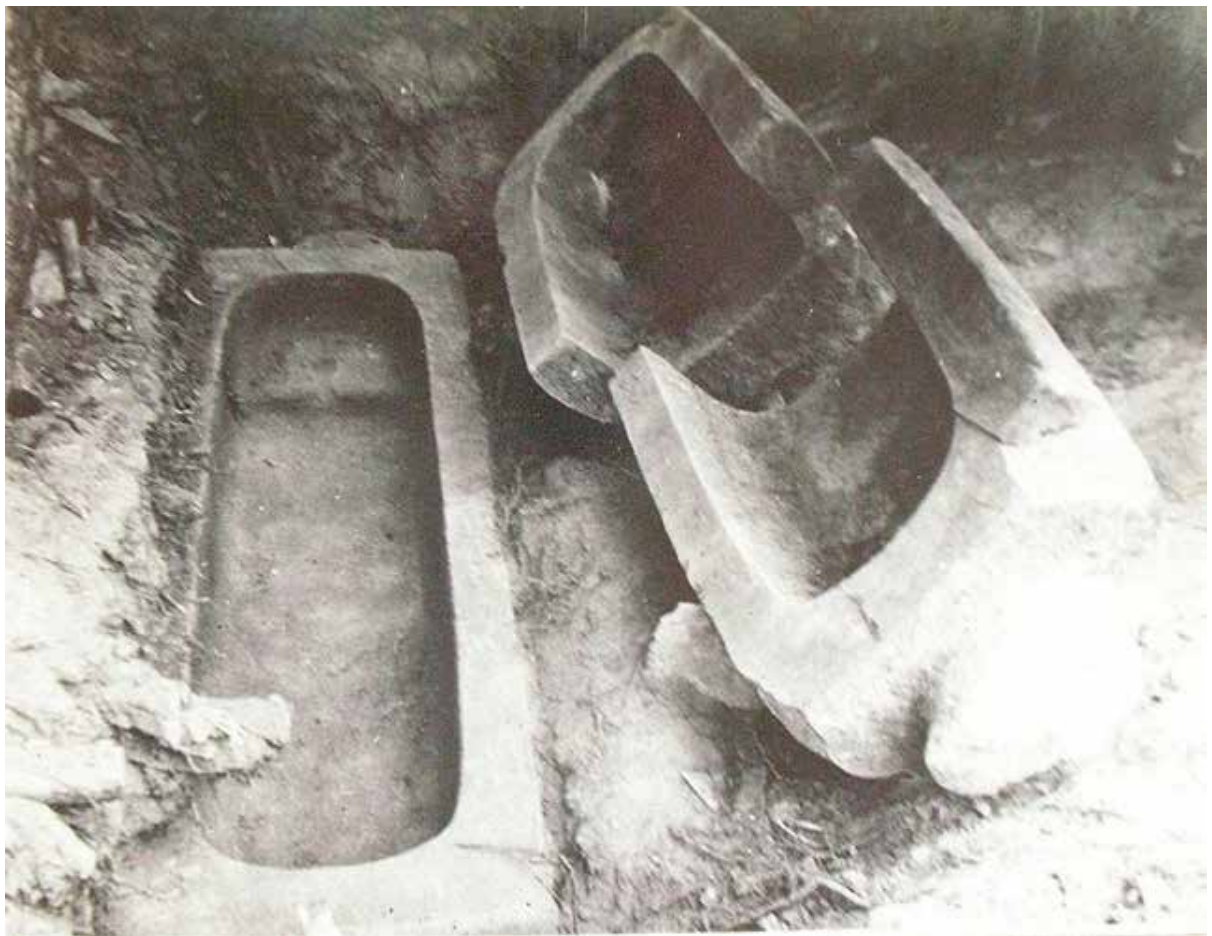


史跡快天山古墳保存活用計画書



令和2年3月

丸 亀 市



丸亀平野



快天山古墳

はじめに

丸亀市は、香川県のほぼ中央部に位置する人口 11 万人の都市です。北には風光明媚な瀬戸内海とそこに点在する島々、南は讃岐山脈の山々が連なり、中央部は讃岐平野の田園風景が広がっています。そこでは標高 422 m の讃岐富士がそびえ、土器川が流れ、多数の溜め池が点在する讃岐特有の景観が広がっています。

瀬戸内海に面する亀山に丸亀城が築城されると同時に城下町が造られ、江戸時代後期にはこんぴらさんへの上陸地として大変、賑わいました。また、明治維新後は、歩兵第 12 連隊が置かれ、軍都として発展し、終戦後は香川県第 2 の都市として発展してきております。そして、平成 17 年（2005）3 月 22 日には平成の大合併により、丸亀市、綾歌町、飯山町が合併し、新「丸亀市」が新たに発足し、中・西讃地区では初めて人口が 10 万人を超えて、現在に至っております。

快天山古墳は、丸亀市綾歌町に所在する前方後円墳であり、古くから古墳として認識されてきました。戦後間もない昭和 25 年（1950）に、香川県史跡名勝天然記念物調査会による発掘調査が行われ、3 基の刳拔式石棺が確認されました。その後、平成 11 年（1999）に地元住民による保護の機運が高まり、町指定史跡として保存を図り、平成 13 年度（2001）から平成 15 年度（2003）までの 3 か年で学術調査が行われ、全長 100 m の規模を誇る前方後円墳であることが確認されました。また、刳拔式石棺は日本最古級であるとの研究成果もあわせて、大変貴重であるとのことから平成 16 年（2004）9 月 30 日に国の史跡に指定され、平成 17 年（2005）3 月に「史跡快天山古墳保存整備基本計画」を策定いたしました。

この快天山古墳を貴重な歴史的遺産として後世に伝えていくことは、現代に生きる私たちの責務であり、同時に快天山古墳を地域における交流の核として保存活用することにより、地域文化の発展に寄与することが重要な課題との認識のもと本計画を策定し、今後の指針とする運びとなりました。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご指導・ご協力いただきました関係者の皆さまに心から御礼申し上げますとともに、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

丸亀市長 梶 正治

例 言

- 1 本書は、香川県丸亀市綾歌町富熊・栗熊東に存在する国指定史跡快天山古墳の保存活用計画書である。
- 2 本保存活用計画書策定事業は、丸亀市教育部が主体となり、平成 29 年度（2017）から令和元年度（2019）に市単独事業で実施した。
- 3 本計画書は、「丸亀市史跡快天山古墳保存整備委員会」における協議・検討によりまとめられたものである。また、その策定にあたり、文化庁及び香川県教育委員会の指導・助言を受けた。
- 4 本計画策定に関わる事務は丸亀市教育部文化財保存活用課が担当した。
- 5 本書の執筆・編集は「丸亀市史跡快天山古墳保存整備委員会」における審議結果を踏まえ、丸亀市教育部文化財保存活用課が担当した。

目次

第1章 保存活用計画の策定方針	1
1 保存活用計画の目的と経緯	1
2 保存活用計画策定の体制と経過	1
(1) 委員会の設置について	1
(2) 委員会の開催	2
3 計画の位置付け及び計画期間	5
4 保存活用計画策定の基本と範囲	5
第2章 周辺の自然・歴史・社会的環境	6
1 自然環境	6
(1) 位置とアクセス	6
(2) 自然環境	7
①気候	7
②地形と地質	8
③植生	9
2 歴史的環境	11
(1) 周辺文化財の環境	11
3 社会的環境	19
(1) 道路交通	19
(2) 公園緑地	20
(3) 観光レクリエーション	21
(4) 法規制	22
(5) 上位・関連計画	22
第3章 快天山古墳の概要	26
1 指定の状況と特徴等	26
(1) 快天山古墳の調査等の履歴	26
(2) 指定に至る経緯	27
(3) 快天山古墳の概要	28
(4) 指定状況	30
(5) 指定後の主な措置	31
第4章 快天山古墳の本質的価値	33
1 快天山古墳の本質的価値の明示	34
2 本質的価値を構成する諸要素	34
3 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	35
4 史跡周辺の環境を構成する諸要素	35
5 史跡の価値に関連する諸要素	35

6 地区区分	35
第5章 現状と課題	42
1 保存（保存管理）の現状と課題	42
(1) 本質的価値等の構成要素	42
①現状	42
②課題	42
(2) 史跡指定範囲及び周辺の全般状況	42
①現状	42
②課題	43
(3) 植生	45
①現状	45
②課題	45
(4) 景観及び眺望	46
①現状	46
②課題	46
2 活用の現状と課題	53
(1) 活用の現状	53
(2) 活用の課題	56
3 整備の現状と課題	57
(1) 整備の現状	57
(2) 整備の課題	58
4 運営・体制の現状と課題	58
(1) 運営・体制の現状	58
(2) 運営・体制の課題	58
第6章 保存活用の大綱・基本方針	59
1 保存活用の大綱	59
2 保存活用の基本方針	59
(1) 学術的価値の把握を行う	59
(2) 市民ニーズに応じた整備・活用を図る	59
第7章 保存（保存管理）の方向性と方法	60
1 保存（保存管理）の方向性	60
2 保存（保存管理）の方法	60
(1) 保存管理体制	60
(2) 本質的価値の保存	60
(3) 日常的な維持管理	60
(4) 史跡指定範囲内と周辺環境との一体的保全	61

(5) 出土遺物の保存	61
3 植生管理	62
(1) 墳丘本体 (A 1 地区)	62
(2) 墳丘の外側 (A 2・B・C 地区)	62
(3) 景観及び眺望	62
第 8 章 現状変更等の取扱い基準	63
1 史跡指定範囲内の現状変更等について	63
(1) 現状変更等の許可が必要な行為	63
(2) 丸亀市教育委員会による許可が必要な行為	63
2 現状変更等の許可が不要な行為	63
(1) 維持の措置	63
(2) 非常災害のために必要な応急措置	64
(3) 保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	64
3 地区区分ごとの現状変更等の取扱基準	64
(1) 墳丘本体部	64
(2) 墳丘外周部	64
(3) 指定地のうち最も外側部	64
第 9 章 活用の方向性と方法	66
1 方向性	66
2 活用の方法	66
(1) 学校教育における活用	66
(2) 社会教育における活用	66
(3) まちづくりにおける活用	66
(4) 発掘調査成果の活用	66
(5) 広域的な連携による活用	67
第 10 章 整備の方向性と方法	68
1 整備の方向性	68
2 保存のための整備	68
3 活用のための整備	68
(1) 遺構の顕在化	68
① 墳丘及び外表施設	68
② 埋葬施設	69
(2) 環境の整備	69
① 園路の整備	69
② 樹木・樹林の整備	69
③ 多目的広場及び便益・ガイダンス施設等の整備	69

第 11 章 運営・体制の整備の方向性と方法	70
1 保存管理体制と役割分担	70
2 地域住民等と行政の連携・協働	70
3 持続的運営のための定期的確認	71

第 12 章 施策の実施計画の策定と実施	72
----------------------	----

第 13 章 保存活用計画の経過観察	73
1 方向性	73
2 方法	73

参考資料

快天山古墳の発掘調査について	79
東洋文庫所蔵梅原考古資料の快天山古墳関係資料について	82
「快天山古墳」名称の由来について	87
史料① - 1「栗熊村誌」第二篇上古第三章原史時代一古墳	88
史料① - 2「栗熊村誌」第三篇中古第二章寺院	89
史料②「三代物語」	95
史料③「新編香川業書 史料編（一）」	95
史料④「讃岐国名勝図会」	95
史料⑤「讃岐廻遊記」	95
史料⑥「綾歌町史」第十一章宗教第一節総説第三項廃寺	96

挿図目次

図 1 史跡指定範囲（アミかけ部）と周辺地域	4
図 2 史跡快天山古墳指定範囲及び保存活用計画範囲図	5
図 3 史跡快天山古墳位置図	6
図 4 快天山古墳所在地周辺の平均気温図	7
図 5 快天山古墳所在地周辺の平均降水量図	7
図 6 丸亀市の地形図	8
図 7 香川県の地質図	9
図 8 史跡快天山古墳周辺の現存植生図	10
図 9 遺跡分布図 弥生時代終末～古墳時代初頭	12
図 10 遺跡分布図 古墳時代前期前半	13
図 11 遺跡分布図 古墳時代前期後半	13
図 12 遺跡分布図 古墳時代中期	14
図 13 遺跡分布図 古墳時代後期	14
図 14 指定文化財位置図	18
図 15 丸亀市主要交通網図と史跡快天山古墳の位置	19
図 16 公園緑地配置図	20

図 17	史跡快天山古墳保存活用計画の位置づけ	25
図 18	『栗熊村誌』による石棺略図	26
図 19	発掘調査範囲図	29
図 20	史跡快天山古墳指定範囲及び地番図	31
図 21	後円部頂の石棺と近世墓の遺構配置図	34
図 22	史跡快天山古墳の保存管理地区区分図	37
図 23	現況測量図	44
図 24	墳丘養生完了・法面擁壁工事完了図	44
図 25	史跡快天山古墳植生区分図	47
図 26	眺望写真撮影位置図	51
図 27	史跡快天山古墳周辺環境図	52
図 28	『史跡 快天山古墳』	54
図 29	『讃岐の前期古墳展～快天山古墳の時代～』展示パンフレット	54
図 30	『教えて！！ 快天山古墳』	54
図 31	『史跡 快天山古墳』	55
図 32	『香川県丸亀市 古墳ガイドマップ 丸亀市の古墳を巡る』	55
図 33	丸亀市綾歌町文化財マップ	67
図 34	史跡快天山古墳 A R アプリ画面	67

表目次

表 1	快天山古墳所在地周辺の気温と降水量	7
表 2	丸亀市内の指定文化財リスト	15
表 3	公園緑地一覧表	20
表 4	快天山古墳 発見・調査・指定の経緯	27
表 5	史跡指定範囲筆別明細表	32
表 6	本質的価値とその構成要素など一覧	36
表 7	既往の保存管理事業一覧	43
表 8	史跡の構成要素における現状と課題	48
表 9	計画対象範囲の区分	60
表 10	構成要素ごとの保存管理	61
表 11	墳丘本体部における現状変更等の取扱基準（A 1 地区）	64
表 12	墳丘外周部における現状変更等の取扱基準（A 2 地区）	65
表 13	史跡指定範囲内のうち最も外側部における現状変更等の取扱基準（B 地区）	65
表 14	本質的価値を構成する要素に関する整備方法	68
表 15	巡視・点検項目表	71
表 16	施策のスケジュール	72
別表 1	使用記事一覧	79
別表 2	梅原考古資料快天山古墳関係一覧	84
別表 3	円福寺関連史料	87

写真目次

巻頭写真	丸亀平野、快天山古墳	
写真1	丸亀市内の観光レクリエーション施設	21
写真2	本質的価値を構成する要素	38
写真3	本質的価値に関連する諸要素・その他の諸要素	39
写真4	史跡周辺の環境を構成する要素	40
写真5	史跡の価値に関連する諸要素	41
写真6	後円部からの眺望写真	49
写真7	古墳への眺望写真	50
写真8	丸亀市立資料館での展示（平成26年度『讃岐の前期古墳展』）	53
写真9	栗熊小学校 校外学習風景	55
写真10	発掘調査現地説明会	56
写真11	整備の方向性と方法	69
写真12	運営・体制の整備の方向性と方法	70
写真13	経過観察	73

第1章 保存活用計画の策定方針

1 保存活用計画の目的と経緯

史跡快天山古墳については、平成16年(2004)9月30日に国の史跡指定後、平成17年(2005)3月に、史跡快天山古墳の保存及び整備に係る基本的な方針を示した『史跡快天山古墳保存整備基本計画書』を策定し、整備を行ってきた。策定から13年が経過し、計画整備が計画通りには進捗していない状況であり、現在の状況に即した整備基本計画に見直す必要があった。また、文化財についてはこれまでの保存管理だけではなく、活用を含めた整備が望まれていることから、新たに保存活用計画を策定することとした。

本計画は、文化財保護法に基づき史跡快天山古墳を、適切に保存活用し、次世代へと確実に守り、伝えていくための基本方針の策定などを目的とする。この目的を達成するために、まず快天山古墳を取り巻く自然環境や歴史的条件、現状などを踏まえたうえで、史跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素を明確にし、それらを適切に保存管理するための方針や方法、現状変更などの取扱い基準について定める。さらに史跡とそれを取り巻く周囲の環境保全も視野に入れ、整備活用の基本的な方針や方法についても検討する。また、保存管理と整備活用を進めていくための運営方針や体制整備の方針についても言及する。

2 保存活用計画策定の体制と経過

(1) 委員会の設置について

平成29年8月から本計画についての審議を行った「丸亀市史跡快天山古墳保存整備委員会」の構成は次のとおりである。なお、各委員の所属は令和2年3月現在のものである。

委員長	土岐 道憲 (元丸亀市文化財保護審議会委員) (～令和元年7月)
委員長	丹羽 佑一 (国立大学法人香川大学名誉教授) (令和元年8月～)
副委員長	丹羽 佑一 (国立大学法人香川大学名誉教授) (～令和元年7月)
副委員長	土岐 道憲 (元丸亀市文化財保護審議会委員) (令和元年8月～)
委員	中島 義晴 (独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部景観研究室長)
委員	降幡 順子 (独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館 学芸部保存科学室長)
委員	玉城 一枝 (奈良芸術短期大学非常勤講師)
委員	増田 拓朗 (国立大学法人香川大学名誉教授)
委員	大久保 徹也 (徳島文理大学文学部文化財学科教授)
委員	佐古 和枝 (関西外国語大学教授) (令和元年8月～)
指導・助言	佐藤 正知 (文化庁文化財部記念物課) (～平成30年3月)
	浅野 啓介 (文化庁文化財第二課) (平成30年4月～)
	信里 芳紀 (香川県教育委員会生涯学習・文化財課) (～平成31年3月)
	松本 和彦 (香川県教育委員会生涯学習・文化財課) (平成31年4月～)

事務局 ○川田 良文（教育部長）
岸上 直美（教育部総務課 総務課長）
東 信男（教育部総務課 文化財保護室 室長）
後藤 幸功（教育部総務課 文化財保護室 担当長）
谷 梢 （教育部総務課 文化財保護室 主任）
眞鍋 一生（教育部総務課 文化財保護室 副主任）
[平成29年8月現在]

○川田 良文（教育部長 兼文化財保存活用課長事務取扱い）
東 信男（教育部文化財保存活用課 副課長）
森 信博（教育部文化財保存活用課 担当長）
乗岡 実 （教育部文化財保存活用課 主査）
谷 梢 （教育部文化財保存活用課 主任）
眞鍋 一生（教育部文化財保存活用課 副主任）
[令和2年3月現在]

（2）委員会の開催

【第1回】

平成29年8月29日（火）11時30分～ 場所 丸亀市生涯学習センター
・保存活用計画について
・現地視察（快天山古墳）

【第2回】

平成30年2月23日（金）10時30分～ 場所 丸亀市生涯学習センター
・保存活用計画について

【第3回】

平成30年5月30日（水）14時00分～ 場所 丸亀市生涯学習センター
・現状変更の基準について

【第4回】

平成30年9月7日（水）13時00分～ 場所 丸亀市生涯学習センター
・保存活用計画のまとめ

【第5回】

令和元年6月6日（木）13時00分～ 場所 丸亀市生涯学習センター
・保存活用計画のまとめ

【第6回】

令和元年9月26日（木）13時00分～ 場所 丸亀市生涯学習センター
・保存活用計画のまとめ

【パブリックコメントの実施】

令和元年11月5日（火）～令和元年12月4日（水）

【第7回】

令和2年1月15日（水）13時30分～ 場所 丸亀市生涯学習センター
・保存活用計画のまとめ

〈設置根拠〉

附属機関設置条例

○丸亀市附属機関設置条例（抜粋）

（設置等）

第1条 法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により本市に設置する附属機関は、別表のとおりとし、附属機関の担任する事務、委員の定数、委員の任期、構成者及び庶務担当は、当該別表に定めるところによる。

（委員の委嘱）

第2条 附属機関の委員は、別表の構成者の欄に掲げる者のうちから執行機関が委嘱又は任命する。

2 執行機関は、前項に定める委員のほか、必要と認める者を委員に委嘱し、又は任命することができる。

（委員の身分）

第3条 前条第1項に定める委員が、別表の構成者の欄に掲げる職の身分を失ったときは、当該附属機関の委員を辞したものとみなす。

（委員の再任）

第4条 附属機関の委員は、再任を妨げない。

（補欠委員の任期）

第5条 附属機関の委員が欠けた場合において、補欠により委嘱又は任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 附属機関に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議は、会長が招集し、議長となる。

（部会）

第8条 附属機関に必要な応じ部会を置くことができる。

（特別委員等）

第9条 附属機関に専門的事項を調査及び審議させるため必要があるとき又は臨時に委員を置く必要があるときは、第2条に定める委員のほか、特別委員又は臨時委員（以下「特別委員等」という）を置くことができる。

2 特別委員等の議事参加については、会長が附属機関の会議に諮って定める。

3 特別委員等は、任務が終了したときは、解任されるものとする。

（意見の聴取等）

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表（第1条関係）（抜粋）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	構成者	会議の開催	会議の決定	庶務担当
教育委員会	丸亀市史跡快天山古墳保存整備委員会	史跡快天山古墳保存整備の基本計画及び総合的な整備計画の策定に必要な事項についての調査及び審議に関する事務	10人以内	2年	学識経験者	半数以上	過半数	教育部

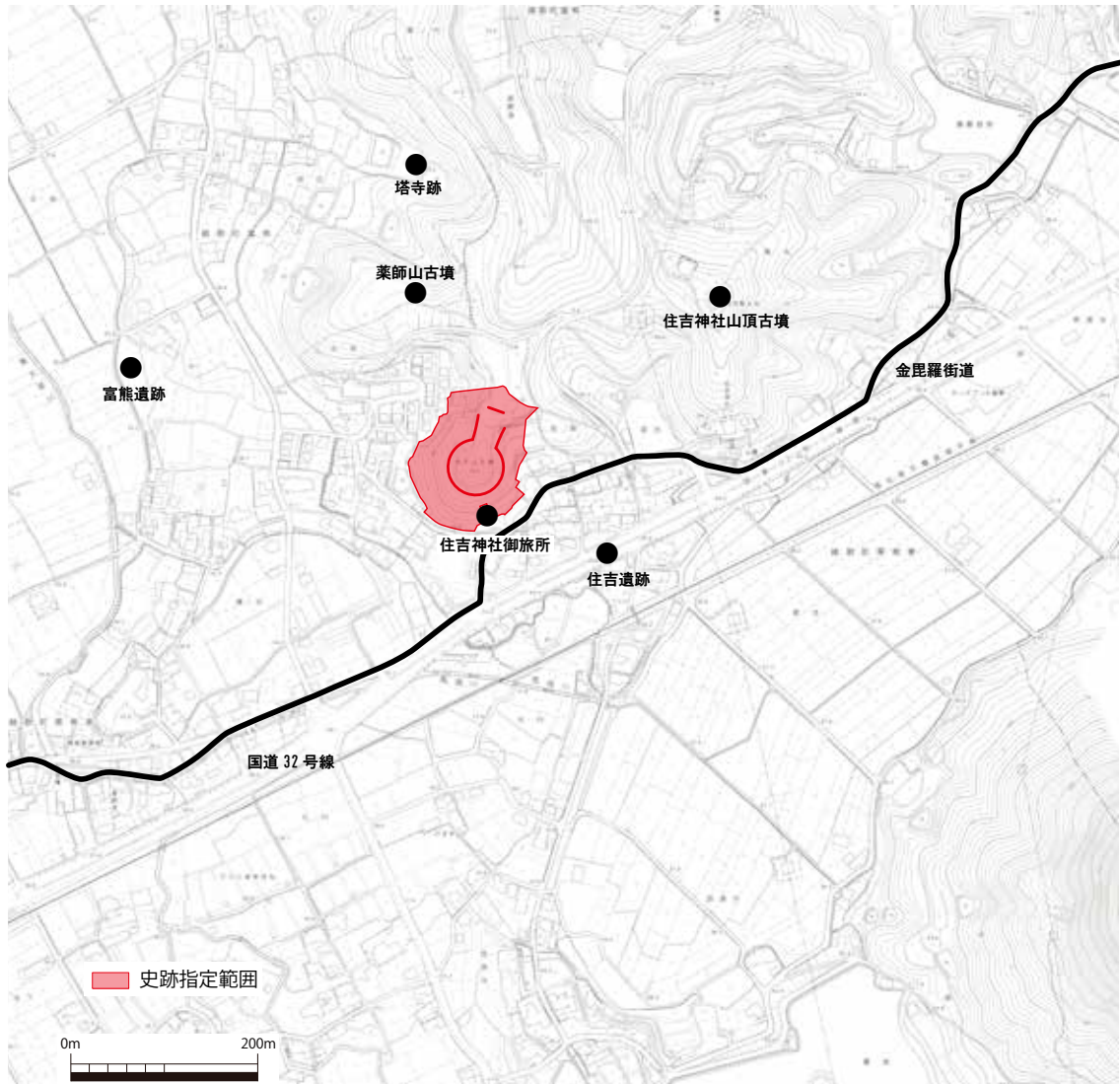


図1 史跡指定範囲（アミかけ部）と周辺地域

3 計画の位置付け及び計画期間

本計画は、史跡快天山古墳の歴史及び現状を整理し、史跡の本質的価値、保存管理の基本方針と方法、現状変更の取扱い基準、整備、及び活用の基本方針等を、各関係機関等の合意を踏まえて示したものであり、本史跡の文化財保護行政上の指針として位置付けるものである。

本計画の計画期間は10年とし、その後の実施状況や文化財保護行政上の課題等により、必要に応じて改訂することとする。

計画期間 令和2年(2020)4月1日～令和12年(2030)3月31日

4 保存活用計画策定の基本と範囲

周辺の歴史・自然・社会的環境などの視点も含めて史跡快天山古墳の本質的な価値を明確にし、これらを次世代へ継承していくために必要と考えられる保存・活用の方針を示すことを基本とする。また、将来的な整備活用像の基本方針についても触れることとする。

計画策定の範囲は、『史跡快天山古墳保存整備基本計画書』を踏まえて史跡指定範囲、及び北側隣接地とするが、周辺地等についても言及する。

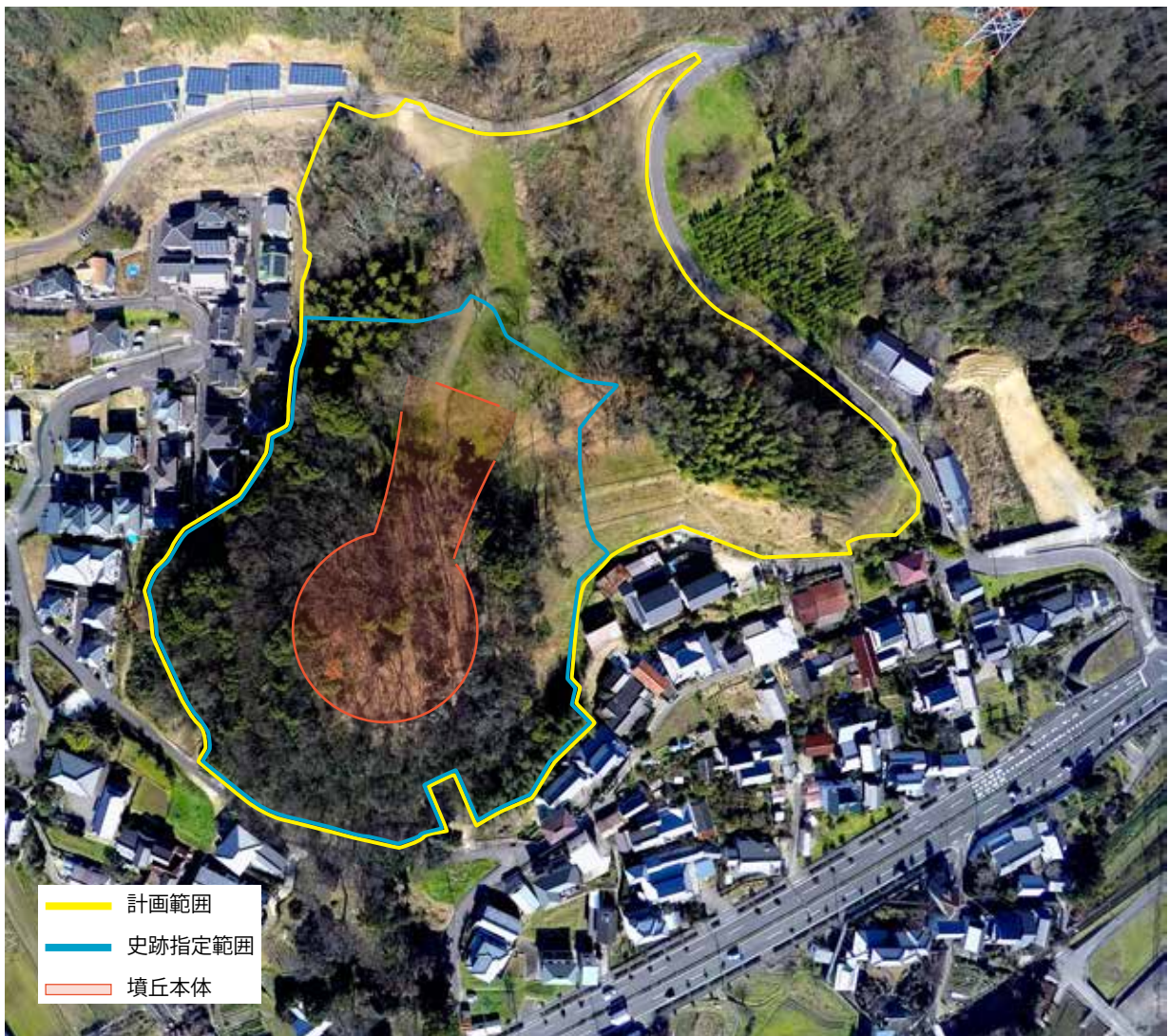


図2 史跡快天山古墳指定範囲及び保存活用計画範囲図 2016年5月撮影

第2章 周辺の自然・歴史・社会的環境

1 自然環境

(1) 位置とアクセス

史跡快天山古墳の所在する丸亀市は、香川県のほぼ中央部、中讃地域と呼ばれる地域に位置し、東は宇多津町、坂出市、綾川町、西は多度津町、善通寺市、南はまんのう町に接しており、北は瀬戸内海に面している。

史跡快天山古墳は、丸亀市の南東部に位置し、横山山麓から南に向かって派生する尾根の先端に立地する。市街地中心部からは県道 195 号、主要地方道 22 号、国道 32 号を經由して車で約 30 分の距離にある。県庁所在地である高松市からは国道 11 号、国道 32 号を經由して車で約 40 分。高松空港からは国道 377 号、国道 32 号を經由して車で約 20 分の距離にある。

広域アクセスルートとしては、瀬戸中央自動車道の坂出インターチェンジからは、国道 11 号、国道 438 号、主要地方道 22 号を利用して約 30 分の距離にある。また、府中湖スマートインターチェンジからは、国道 32 号を經由すると約 10 分と非常に便利な位置にある。

鉄道利用の場合は、高松琴平電気鉄道琴平線の栗熊駅が最寄り駅となり、駅からは東へ徒歩約 15 分の距離に位置する。

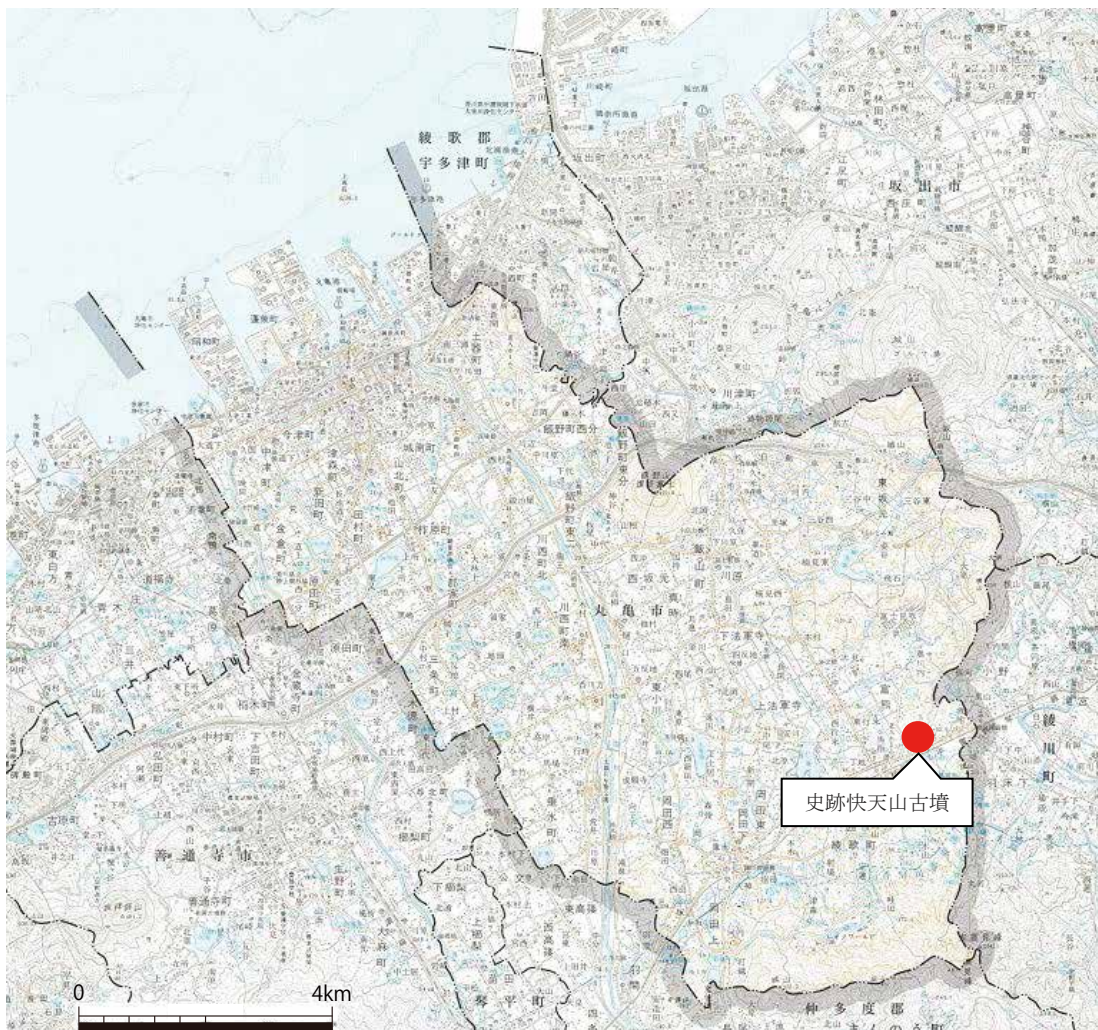


図3 史跡快天山古墳位置図

(2) 自然環境

①気候

丸亀市は、典型的な瀬戸内海式気候に属しており、降水量が少なく、比較的温暖で日照時間が長いという特徴を持っている。市内には公式の気象観測所は設置されていないが、史跡快天山古墳が所在する丸亀市綾歌地域に隣接する綾川町滝宮に地域気象観測所（アメダス観測所）があり、30年間の平均値によると平均気温は15.1℃、年間降水量は1131.3mmとなっている。気温が最も高いのが8月で、降水量が多いのは梅雨の6月と、台風シーズンの9月となっている。

表1 快天山古墳所在地周辺の気温と降水量

高松气象台 滝宮地域気象観測所 平均値（昭和56年（1981）～平成22年（2010））

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平均気温 (℃)	4.4	4.7	7.8	13.4	18.1	22.1	26.1	26.9	23	16.8	11.4	6.6	15.1
降水量 (mm)	38.4	45.6	82.6	80.3	112.6	160	150.2	95.3	153.2	105.3	65.7	41.8	1131.3

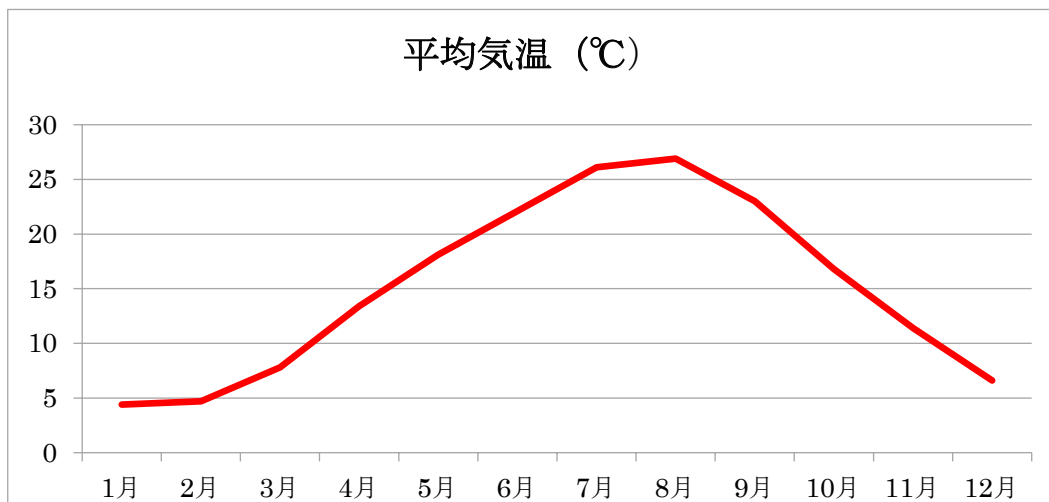


図4 快天山古墳所在地周辺の平均気温図

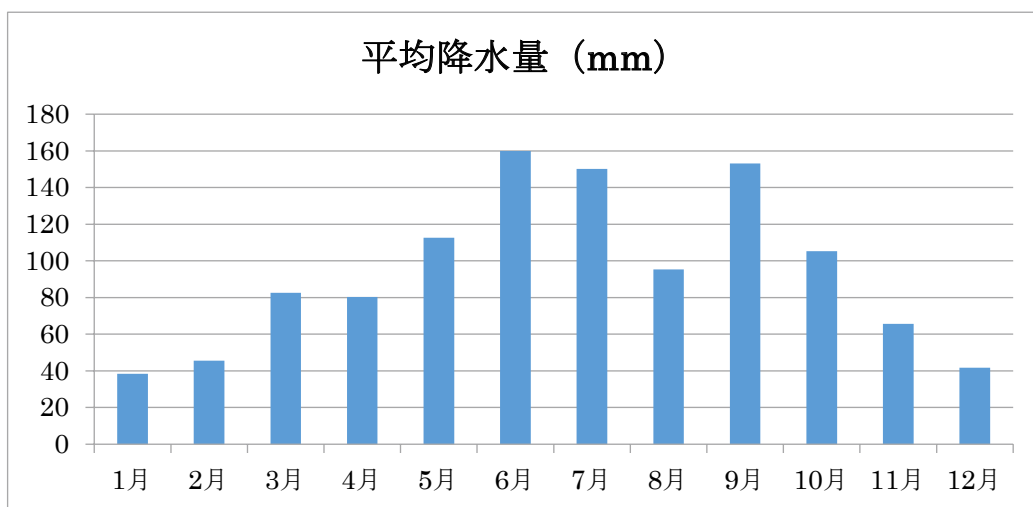


図5 快天山古墳所在地周辺の平均降水量図

②地形と地質

南東から北西への傾斜を持つほとんど起伏のない平坦な丸亀平野は、香川県唯一の一級河川である土器川が主として形成した沖積平野である。綾歌地域は大東川、土器川沿岸の沖積低地上に位置しており、南部には大高見峰（標高 504.0 m）、猫山（標高 467.7 m）、城山（標高 375.2 m）が連なり、快天山古墳の南東部には堤山（標高 201.5 m）が所在する。堤山や丸亀平野の中央部の讃岐富士と呼ばれる飯野山（標高東部の 421.9 m）、城山（標高 462.0 m）などの小さな単体の山々は、花崗岩類の上に堆積した凝灰岩をはさむように噴出した溶岩に覆われた平地が浸食されたことにより円錐形に残ったビュートと呼ばれ、讃岐特有の地形を見ることができる。

これらのビュートの周辺には、花崗岩から成る山地及び低丘陵が広がっている。快天山古墳が立地する低丘陵も花崗岩を基盤とする。これらの花崗岩の風化及び浸食が進行した結果、丸亀平野などの沖積平野が形成された。丸亀平野には、中央部を阿讃山地から瀬戸内海へ向けて北流する土器川を中心に、大東川や金倉川等の中・小河川が網目状に流下し、扇状地性の沖積平野特有の河川分布を示している。快天山古墳は、丸亀平野東部を流下する大東川の上流部である馬指川の北岸の低丘陵上に立地している。馬指川は土器川の支流ではなく、坂出市東部へ向かって流下し別の沖積平野を形成する綾川から派生する小河川であり、快天山古墳と南側の堤山との間約 960 m の間の谷状の地形境界を経て丸亀平野へ流れ込む。快天山古墳は水系及び地形境界となる場所に築造されたと考えられる。

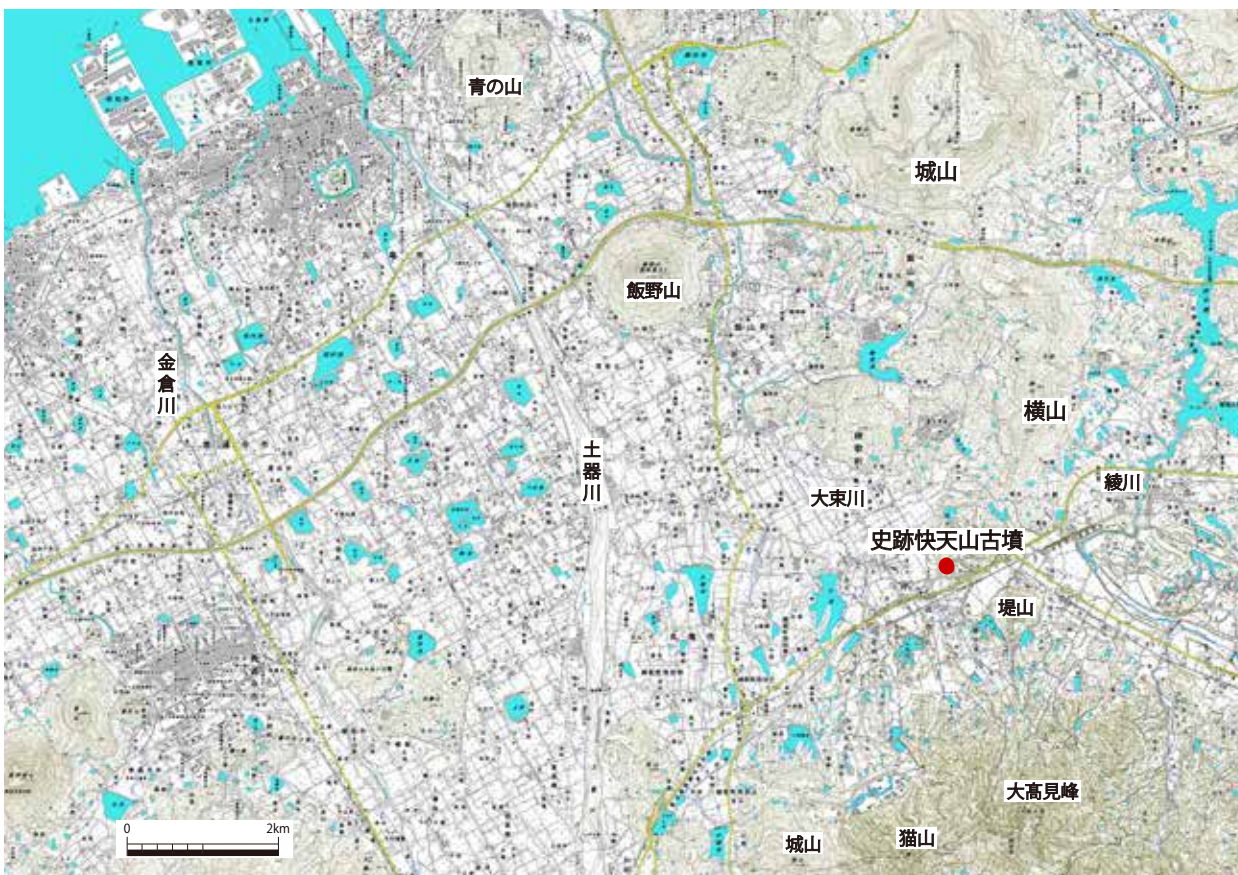


図6 丸亀市の地形図

香川の地質図〈斉藤 実, 1973 を一部改変〉

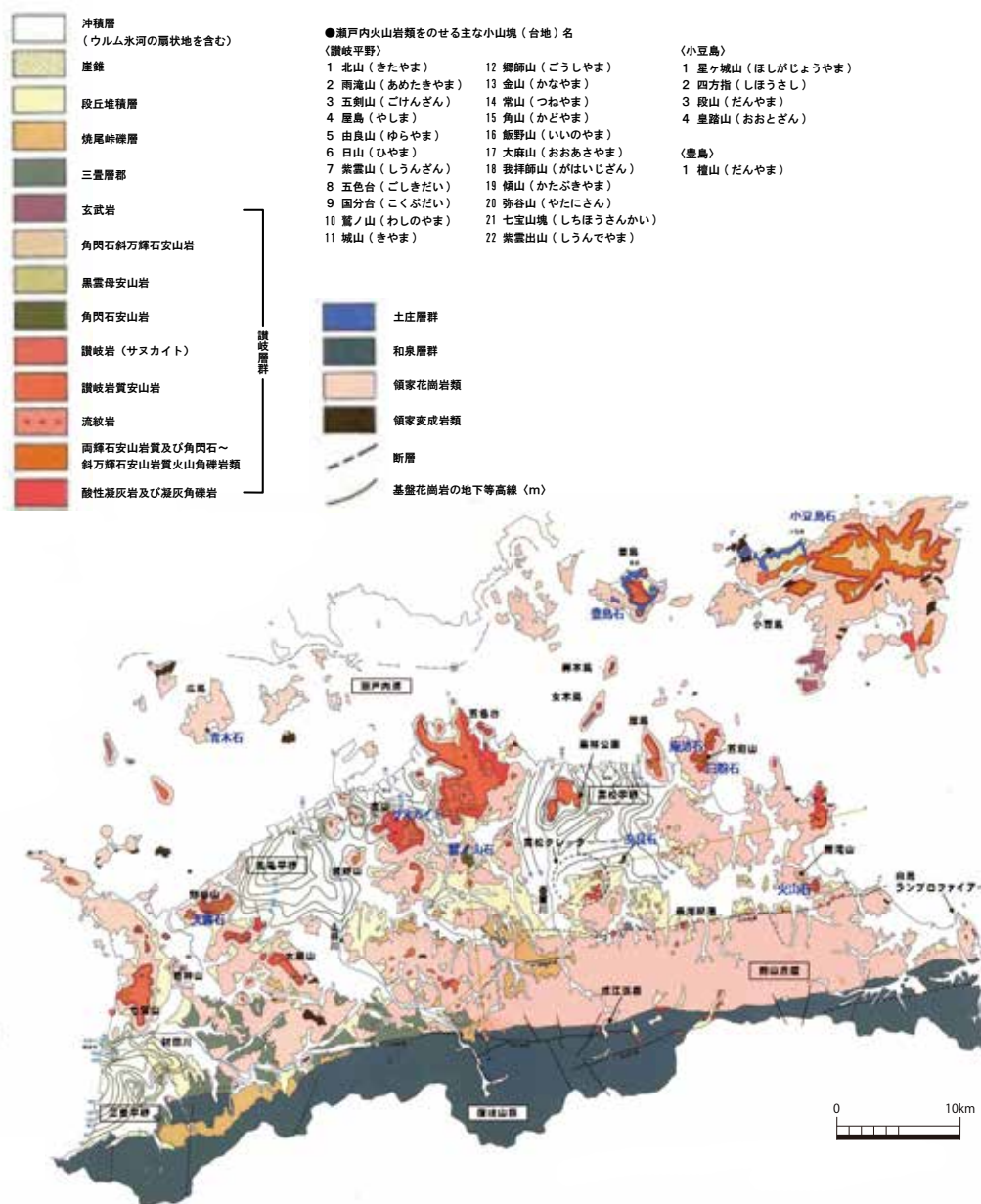
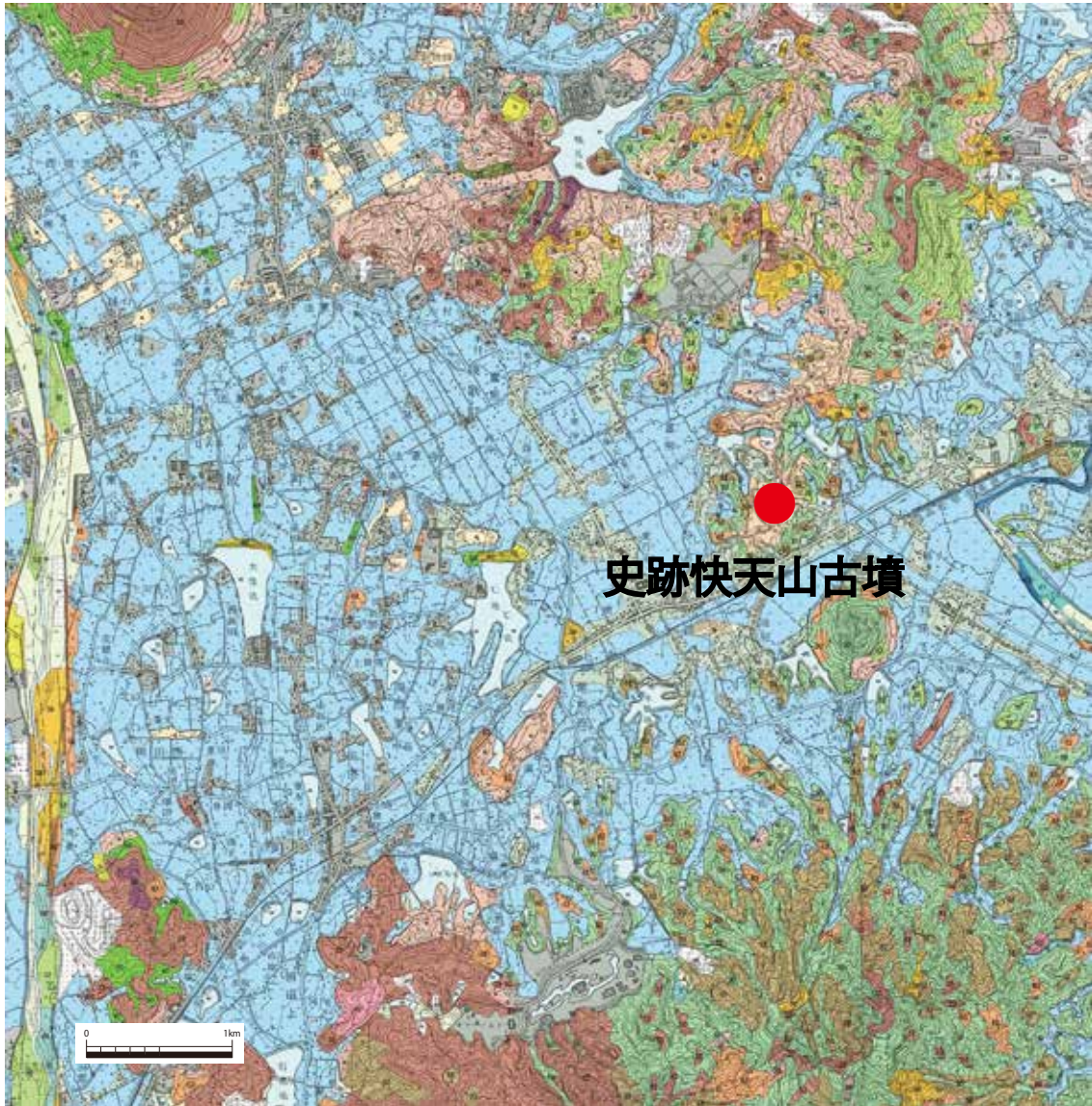


図7 香川県の地質図

③植生

快天山古墳のある綾歌地域は、古くから平野を中心として大半が水田耕作地として利用されており、その背後の丘陵・山地は里山として薪炭類の利用等に供されてきたため、自然植生は見られない。平地部は水田雑草群落、山地はヤブツバキクラス域の代償植生である落葉広葉樹の二次林やアカマツ群落、スギ・ヒノキ植林などからなる。昭和54年度（1979）に実施された第2回自然



植生図 凡例

凡例色 植生図凡例番号 統一凡例番号 統一凡例名

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| 6. 270500. ウラジロガシ群落 | 46. 470501. ツルヨシ群落 |
| 7. 271102. カナメモチーコジイ群落 | 47. 470502. オギ群落 |
| 13. 290100. アカマツ群落 (VI) | 49. 470600. ヒルムシロクラス |
| 15. 300401. イヌシデーアカシデ群落 (VI) | 52. 540100. スギ・ヒノキ・サワラ植林 |
| 19. 320100. ヤナギ高木群落 (VI) | 62. 550000. 竹林 |
| 21. 320102. アカメヤナギ群落 | h. 560100. ゴルフ場・芝地 |
| 26. 400100. シイ・カシ二次林 | g. 560200. 牧草地 |
| 30. 410100. コナラ群落 (VII) | f. 570100. 路傍・空地雑草群落 |
| 32. 411001. アカメガシワーエノキ群落 | c. 570101. 放棄畑雑草群落 |
| 33. 420100. アカマツ群落 (VII) | e. 570200. 果樹園 |
| 34. 420107. ネズーアカマツ群落 | a. 570300. 畑雑草群落 |
| 37. 430200. メダケ群落 | b. 570400. 水田雑草群落 |
| 38. 440000. 柞木群落 | d. 570500. 放棄水田雑草群落 |
| 39. 440200. クズ群落 | k. 580100. 市街地 |
| 40. 450100. ススキ群団 (VII) | i. 580101. 緑の多い住宅地 |
| 42. 460000. 伐採跡地群落 (VII) | l. 580300. 工場地帯 |
| 45. 470400. ヨシクラス | m. 580400. 造成地 |
| | w. 580600. 開放水域 |



1/25,000 植生図「普通寺」「滝宮」「丸亀」「白峰山」(環境省生物多様性センター) を使用し丸亀市教育委員会が作成・加工したものである。
(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)

図8 史跡快天山古墳周辺の現存植生図

環境保全基礎調査（植生調査）以降、平成13年度（2001）に丸亀市周辺の植生図データが更新されており、1/25,000の植生図が作成されているが、植生の大きな変化は見られず、城山と、竜王山でアカマツ群落の一部見られるほか、その他の丘陵部ではコナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林で占められている。台地や低丘陵には地域の特産品（ハッサク・モモ）を栽培する果樹園が広がっている。

2 歴史的環境

（1）周辺文化財の環境

丸亀市は、香川県のほぼ中央部に位置し、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園、南は讃岐山脈に連なる山々、中央部に讃岐平野の一部である平坦な田園地帯が広がる中・西讃地域の核都市である。規模は東西24.16km、南北23.82km、面積は111.80km²で、市の中央に標高422mの飯野山（別名讃岐富士）がそびえ、その北方に青ノ山、中心には土器川が流れ、平野部には瀬戸内式気候の温暖少雨のため多数の溜め池が点在する讃岐特有の空間が見られる。

旧石器時代の丸亀平野内の遺跡は主に中央部に存在しており、ナイフ形石器・翼状剥片等が多く検出される平野部丘陵性の飯野山西麓遺跡とナイフ形石器と尖頭器等の出土が見られる低地性の三条黒島遺跡、郡家田代遺跡等に分かれ、快天山古墳付近の南部には分布が見られない。

縄文時代では後期中葉以降の遺跡が東大東川流域の行末遺跡や金倉川流域の平池南遺跡、中の池遺跡より凸帯文を有する土器の出土が見られる。

これらの諸遺跡については近隣に弥生時代前期集落が存在し、灌漑水田型の水稲農耕への傾斜が認められる。このように始まる弥生時代では、前期後半の環濠、水田、木棺墓を検出した中の池遺跡が知られている。中期後半には断絶し、集落は平野南部へ展開していくものとみられ、快天山古墳周辺地域でも本格的な開発の初現は弥生時代前期後半～末葉で方形周溝墓が多く検出された佐古川・窪田遺跡、行末遺跡、次見遺跡がある。これらの遺跡が分布する場所は、大東川の支流により造りだされる微高地で、各微高地上に小集落が形成されていたものと考えられるが、弥生時代中期以降には中断する。

弥生時代後期に再び微高地単位で小集落が形成され、古墳時代前期まで続き、弥生時代後期後半～古墳時代前期の墳墓・古墳群の分布はこのような地域単位の動向を端的に反映している。佐古川・窪田遺跡、行末遺跡の背後の丘陵地帯に形成される定連墳丘墓、石塚山4号墓、平尾古墳群、石塚山古墳群など小規模な前方後円墳・前方後方墳群が見られる。また、東大東川上流においても前期の定連池東丘古墳群、畔田古墳群、休場池東丘古墳群、原竜王山古墳群などが分布している。さらに横山山塊には陣の丸古墳群、横山経塚古墳群、横峰古墳群、奥川内古墳群の分布が見られ、行末丘陵以北の平野部を基盤とした集団の墓域と考えられる。快天山古墳は、このような諸集団のみならず、周辺地域をも統括する広域的な首長墓として築造されたものと考えられる。これらは古墳時代前期を中心としており、現時点では、横山山塊の古墳群より形成開始が早いようであるが、中期後半以降には継続しないようである。中期後半～後期前半の古墳群は、羽床盆地縁辺部と岡田台地に集中する。羽床盆地では段丘縁辺部に円墳が群集する。津頭東古墳・津頭西古墳・末則古墳など規模や副葬品などで他を圧倒するものも認められ、津頭東古墳の築造が前期に遡るものの、大多数は中期後半から後期前半に属するものと考えられる。同様に岡田台地でもその時期に車塚古墳をはじめとする万塚古墳群が形成され、後期後半段階には、宇閑神社古墳などの横穴式石室墳が再び大高見峰北麓に築かれる。

古代には、国指定史跡・城山の古代山城が瀬戸内海を望む山塊に築城される。丸亀平野では旧南海

道跡が確認されており、鶴足郡に包括されていた法勲寺跡、那珂郡の宝幢寺跡や田村廃寺跡などの古代寺院がある。また、丸亀平野は条里地割が比較的顕著に残っており、津森位遺跡、郡家原遺跡、川西北・鍛冶屋遺跡などで条里遺構が検出されている。

中世には、大規模な土地開発が行われるようになり、郡家原遺跡、川西北・鍛冶屋遺跡などで集落跡、有力者たちの館跡とみられる遺構が飯山北土居遺跡で確認されている。また、田村城跡・中津城跡などの平地城館のほか、山間部では市指定史跡の西長尾城跡、栗隈城跡などの城跡も存在している。特に西長尾城跡は、長尾大隅守の居城であったものが長宗我部元親の讃岐侵攻により、長宗我部氏の拠点となるが、その後豊臣秀吉の四国征伐により廃城となった複雑な経緯をもつ。一方、島嶼部では古代から水運で活躍してきた塩飽水軍が天下統一に尽力することによって、江戸時代を通じて独自の歴史を辿ることとなる。

近世に入ると、豊臣秀吉の家臣であった生駒親正が、天正15年（1587）讃岐国の領主となり拠点として慶長2年（1597）、瀬戸内海に面する亀山に築城を開始したのが丸亀城であるが、元和元年（1615）、一国一城令により廃城となった。寛永20年（1643）、山崎家治により再建され、その後、山崎氏は絶家となり万治元年（1658）に入封した京極氏が明治維新を迎えるまで統治した。

明治維新後は、城跡や武家屋敷跡に歩兵第12連隊が置かれ、軍都として発展した。終戦後、跡地には官公庁が置かれ周辺には中心市街地、南部には田園地帯が広がっている。平成17年（2005）3月22日に、丸亀市・飯山町・綾歌町が合併し、新「丸亀市」が発足した。香川県第2の都市として発展しており、市内には国・県・市の指定文化財や登録文化財が125件を数えるなど、多くの文化遺産に恵まれている。

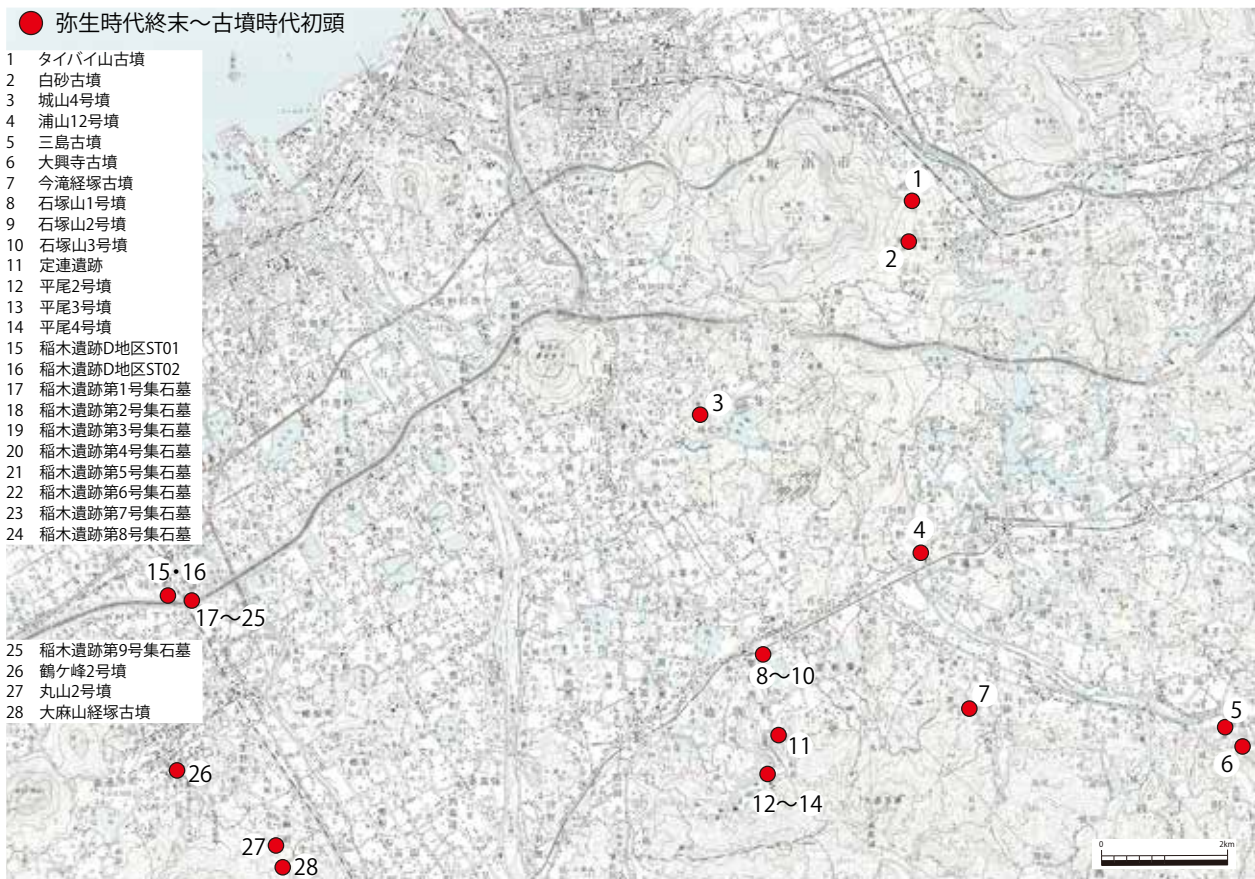


図9 遺跡分布図 弥生時代終末～古墳時代初頭

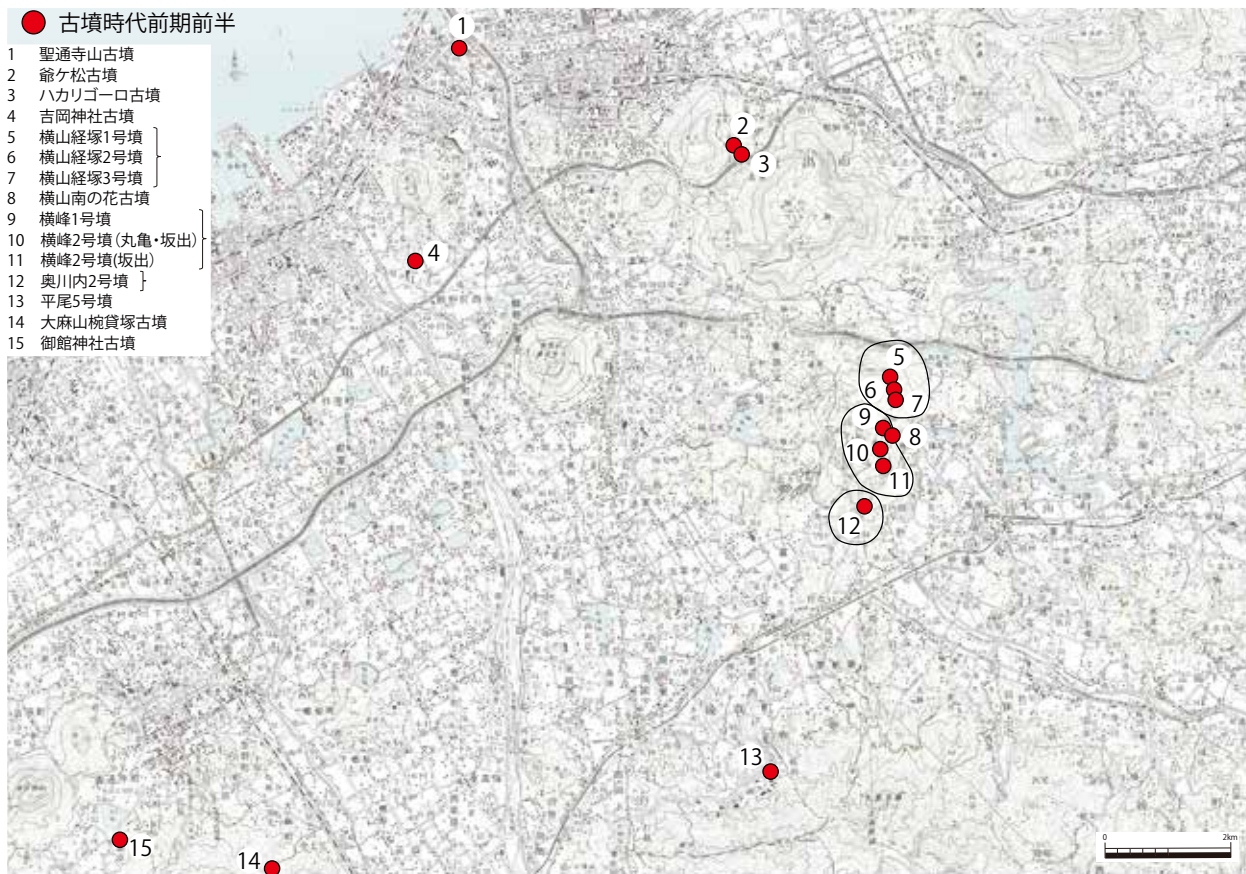


図 10 遺跡分布図 古墳時代前期前半

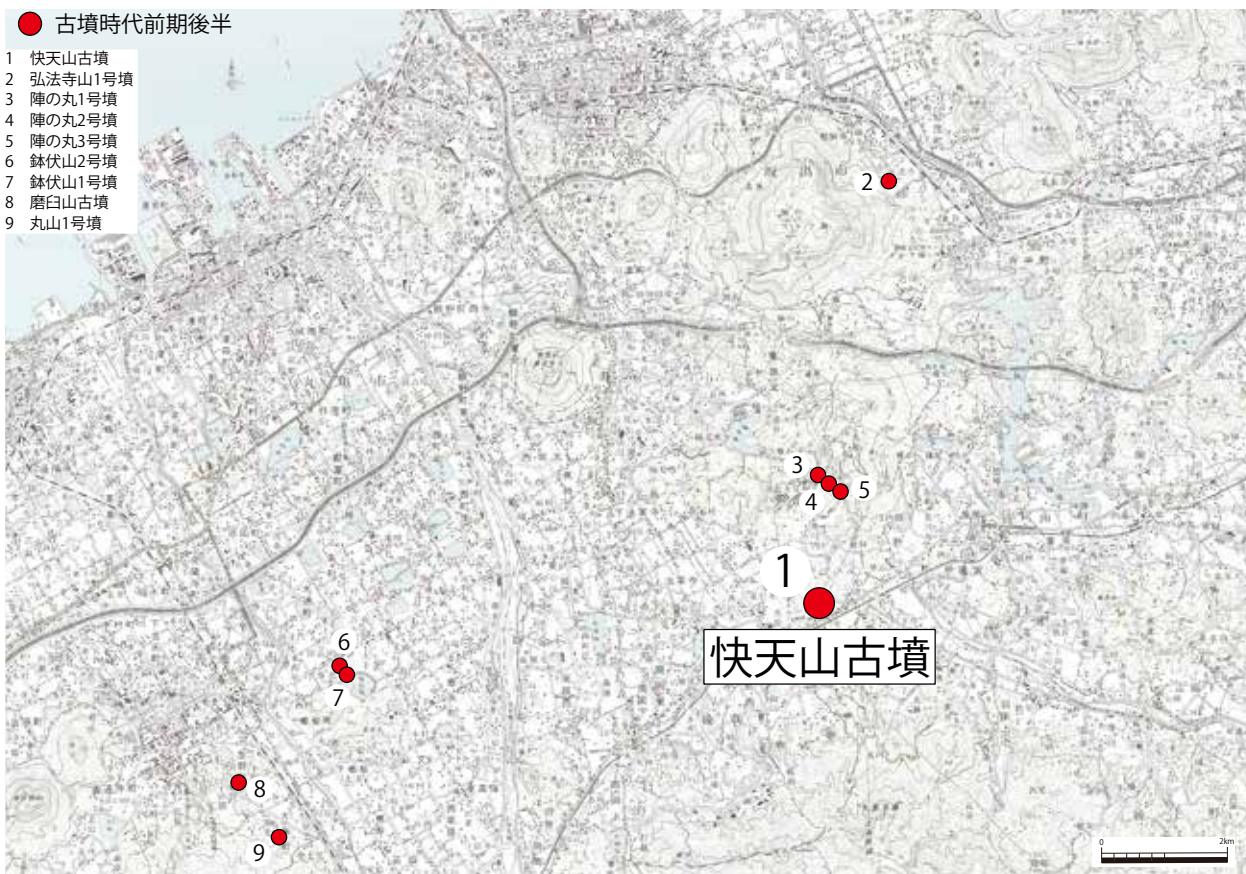


図 11 遺跡分布図 古墳時代前期後半

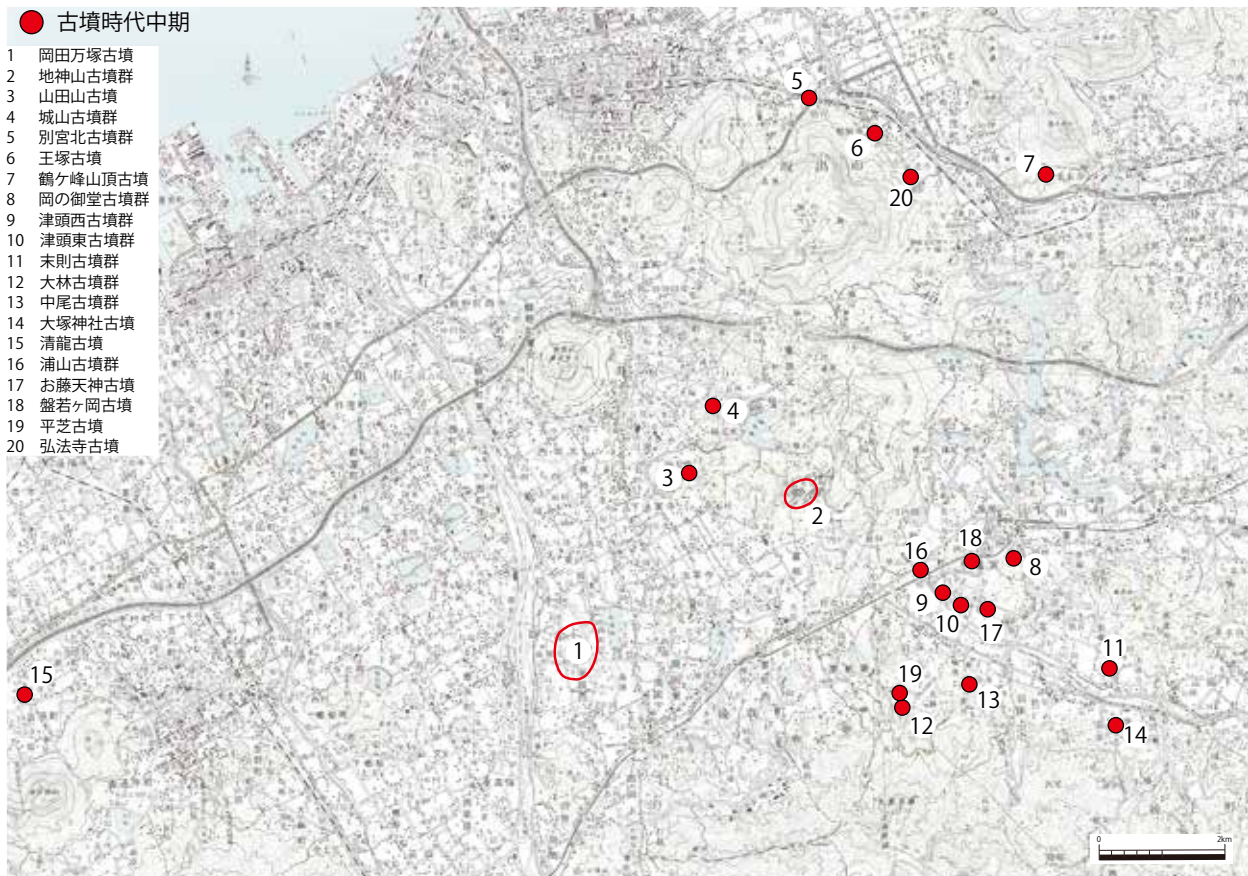


图 12 遺跡分布図 古墳時代中期

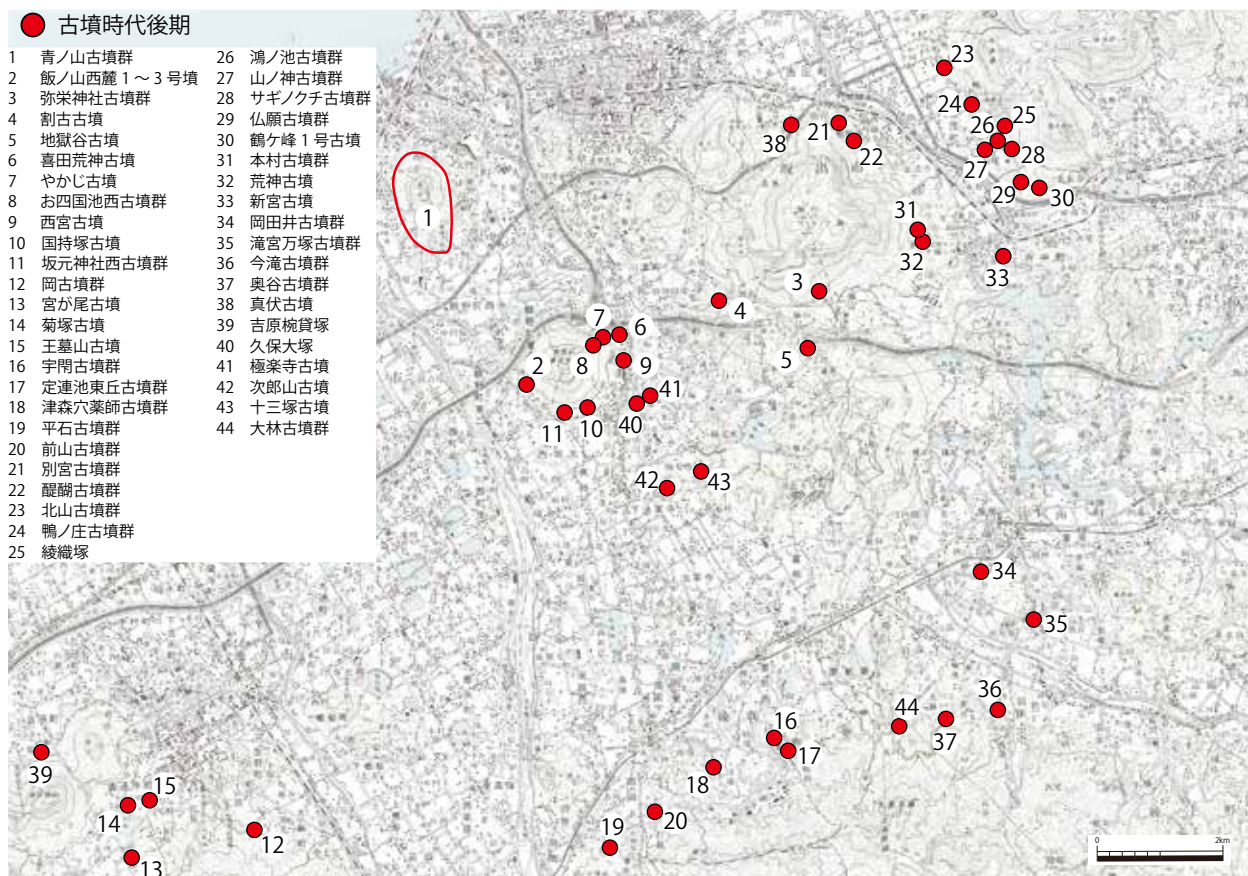


图 13 遺跡分布図 古墳時代後期

表2 丸亀市内の指定文化財リスト
(国指定 12、県指定 11、市指定 90、国登録 12、合計 125 件)

番号	名称	分類	区分
1	丸亀城天守(附指定)板札	建造物	国
2	丸亀城大手一の門・大手二の門(附指定)東西土塀	建造物	国
3	丸亀城玄関先御門・番所・長屋(附指定)土塀	建造物	県
4	江戸講中燈籠	建造物	市
5	中津御茶所	建造物	市
6	寿覚院観音堂	建造物	市
7	和泉屋敷石塔	建造物	市
8	今田邸内七重塔	建造物	市
9	皇子神社本殿	建造物	市
10	木烏神社鳥居	建造物	市
11	千歳座	建造物	市
12	本島泊制札場	建造物	市
13	夫婦倉	建造物	市
14	手島制札場	建造物	市
15	安養寺宝塔	建造物	市
16	下坂神社本殿	建造物	市
17	紙本墨画蘇鉄図 与謝蕪村筆四曲屏風 (附指定) 紙本墨画竹図 紙本淡彩寿老人図 紙本淡彩山水図四曲屏風 紙本淡彩山水図四曲屏風 紙本淡彩寒山拾得図襖貼付	絵画	国
18	絹本著色両界曼荼羅図	絵画	県
19	歌川広重 「日本湊尽讃州丸亀」版画	絵画	市
20	歌川広重 「山海見立相撲讃岐丸亀」版画	絵画	市
21	元三大師画像・元三大師由来記板(附指定)元三大師降魔像	絵画・書跡・彫刻	市
22	絹本著色仏涅槃図	絵画	市
23	亀山城旧藩図	絵画	市
24	絹本著色仏涅槃図	絵画	市
25	絹本著色山越阿弥陀如来図	絵画	市
26	絹本著色阿弥陀如来二十五菩薩来迎図	絵画	市
27	絹本著色阿弥陀浄土変相図	絵画	市
28	麻布著色十王図	絵画	市
29	絹本著色楊柳観音画像	絵画	市
30	木造観音菩薩像・不動明王像・毘沙門天像	彫刻	国
31	木造薬師如来坐像	彫刻	国
32	木造阿門如来坐像	彫刻	県
33	木造弥勒仏坐像	彫刻	県
34	木造薬師如来坐像	彫刻	県
35	木造阿弥陀如来立像	彫刻	市
36	木造阿弥陀如来坐像	彫刻	市
37	木造釈迦如来坐像	彫刻	市
38	木造不動明王像	彫刻	市
39	木造毘沙門天像	彫刻	市
40	木造阿弥陀如来坐像	彫刻	市
41	木造阿弥陀如来立像	彫刻	市
42	木造薬師如来坐像	彫刻	市
43	木造持国天立像	彫刻	市
44	木造多聞天立像	彫刻	市
45	木造隨身立像	彫刻	市
46	木造十一面観世音菩薩立像	彫刻	市

番号	名称	分類	区分
47	木造観音菩薩立像・木造勢至菩薩立像	彫刻	市
48	木造釈迦如来坐像	彫刻	市
49	木造阿弥陀如来坐像（紅顔梨色阿弥陀）	彫刻	市
50	木造阿弥陀如来立像	彫刻	市
51	石造線刻十一面観世音菩薩立像	彫刻	市
52	木造獅子面部	彫刻	市
53	明倫扁額	書跡	市
54	井上通女筆「江戸日記」	書跡	市
55	和漢朗詠集 上下二卷	書跡	市
56	本居宣長 長歌懐紙	書跡	市
57	月照 富士画賛	書跡	市
58	月照 信海を戒むるの書	書跡	市
59	大般若波羅蜜多經	書跡	市
60	本草綱目	典籍	市
61	京極家道具帳	古文書	市
62	京極家文書	古文書	市
63	塩飽文書	古文書	市
64	宮本家文書	古文書	市
65	線刻十一面観音鏡像（牡丹摸文鏡）	工芸品	国
66	天文在銘文字瓦及び絵瓦	工芸品	市
67	応永十二年在銘鰐口	工芸品	市
68	永徳元年在銘鰐口	工芸品	市
69	応永二十八年在銘懸仏	工芸品	市
70	延宝五年有算在銘梵鐘	工芸品	市
71	極楽寺 梵鐘	工芸品	市
72	華鬘	工芸品	市
73	神光寺 梵鐘	工芸品	市
74	丸亀城郭および城下町古地図	歴史資料	市
75	山崎時代の丸亀城郭絵図	歴史資料	市
76	丸亀城木図	歴史資料	市
77	讃岐国絵図	歴史資料	市
78	讃岐一円図	歴史資料	市
79	西讃古地図	歴史資料	市
80	京極家藩主肖像画	歴史資料	市
81	東回り海路図	歴史資料	市
82	ニッカリ青江脇指	重要美術品	国認定
83	伝歎喜寺古瓦	考古資料	市
84	宝幢寺瓦	考古資料	市
85	宝幢寺塔心礎石	考古資料	市
86	経塚出土品及び瓦経	考古資料	市
87	山北神社奉納京極侯参勤交代御船揃絵馬	有形民俗文化財	県
88	広島町茂浦 塩釜神社奉納船絵馬	有形民俗文化財	市
89	垂水神社湯立神楽	無形民俗文化財	国
90	坂本念仏踊	無形民俗文化財	県
91	岡田おどり	無形民俗文化財	市
92	丸亀城跡	史跡	国
93	塩飽勤番所跡 年寄宮本家の墓 年寄入江四郎左衛門の墓 年寄吉田彦右衛門の墓	史跡	国
94	城山	史跡	国
95	快天山古墳	史跡	国
96	笠島城跡	史跡	県
97	陣の丸古墳	史跡	県

番号	名称	分類	区分
98	西長尾城跡（国吉城跡）	史跡	市
99	栗隈城跡（湯舟城跡）	史跡	市
100	京極高朗墓所	史跡	市
101	青ノ山一号窯跡	史跡	県
102	吉岡神社古墳	史跡	市
103	宇間神社古墳	史跡	市
104	塩飽本島高無坊山石切丁場跡	史跡	市
105	中津万象園	名勝	市
106	長徳寺のモッコク	天然記念物	市
107	下坂神社のクスノキ	天然記念物	市
108	八幡神社のクスノキ	天然記念物	市
109	八坂神社のクロガネモチ	天然記念物	市
110	三谷寺のモミ	天然記念物	市
111	王子神社のセンダン	天然記念物	市
112	森元邸のエノキ	天然記念物	市
113	丸亀高校記念館（旧香川県立高松尋常中学校丸亀分校本館）	有形文化財・建造物	国登録
114	堀家時計店	有形文化財・建造物	国登録
115	重元果物店店舗	有形文化財・建造物	国登録
116	宝月堂南館	有形文化財・建造物	国登録
117	福濱家住宅納屋	有形文化財・建造物	国登録
118	福濱家住宅土蔵	有形文化財・建造物	国登録
119	宮武家住宅主屋（江戸そば日月庵）	有形文化財・建造物	国登録
120	宮武家住宅内門及び塀（江戸そば日月庵）	有形文化財・建造物	国登録
121	讃留霊王神社幣殿	有形文化財・建造物	国登録
122	讃留霊王神社玉垣	有形文化財・建造物	国登録
123	讃留霊王神社鳥居	有形文化財・建造物	国登録
124	丸亀うちの製作用具及び製品	有形民俗文化財	国登録
125	丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区	重要伝統的建造物群保存地区	国

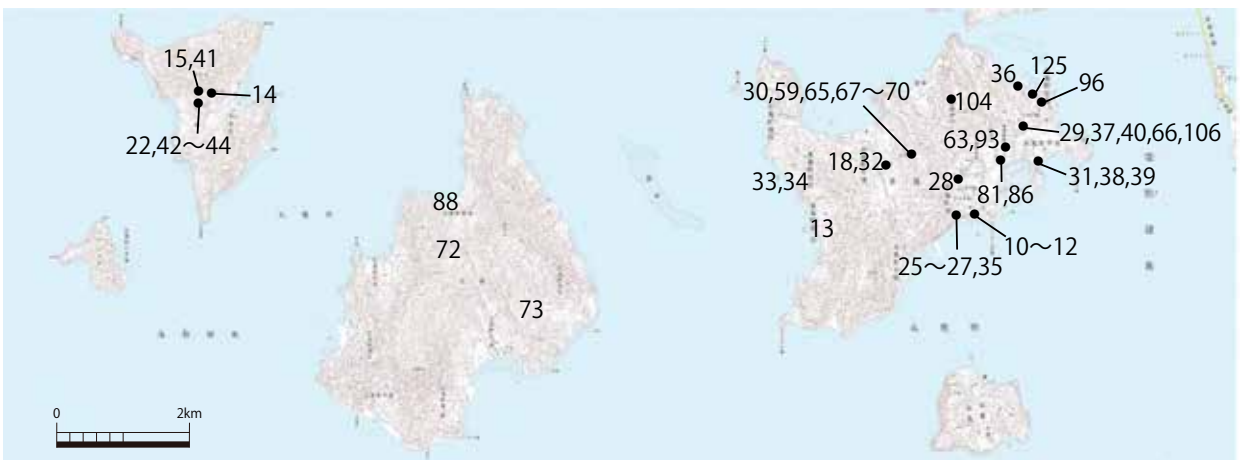
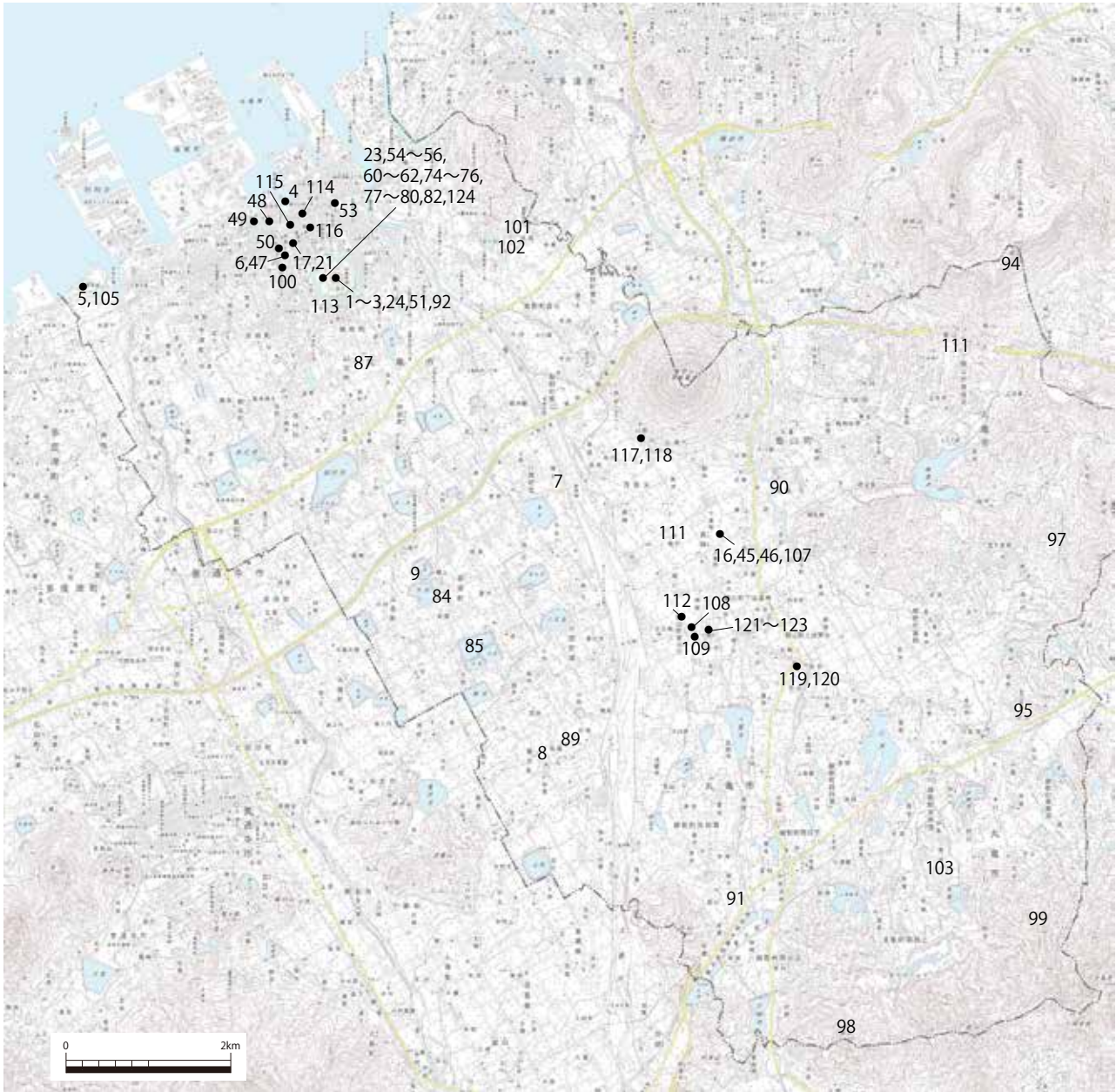


图 14 指定文化財位置图

3 社会的環境

(1) 道路交通

丸亀市の主要な幹線道路は、東西方向として中央に国道 11 号、南部に国道 32 号、北部の臨海部にさぬき浜街道が通り、南北方向は、中央の県道 195 号を中心に、東部の国道 438 号が通っている。国道 11 号は、東に隣接する坂出市で瀬戸中央自動車道の坂出インターチェンジに連絡し、さらに東では国道 438 号につながっており、このルートが快天山古墳への広域アクセスルートとなる。また、県内からのアクセスとしては国道 32 号と国道 438 号が中心となり、主要地方道 47 号、46 号、21 号が丸亀市中心市街と快天山古墳を結ぶアクセスルートとなる。

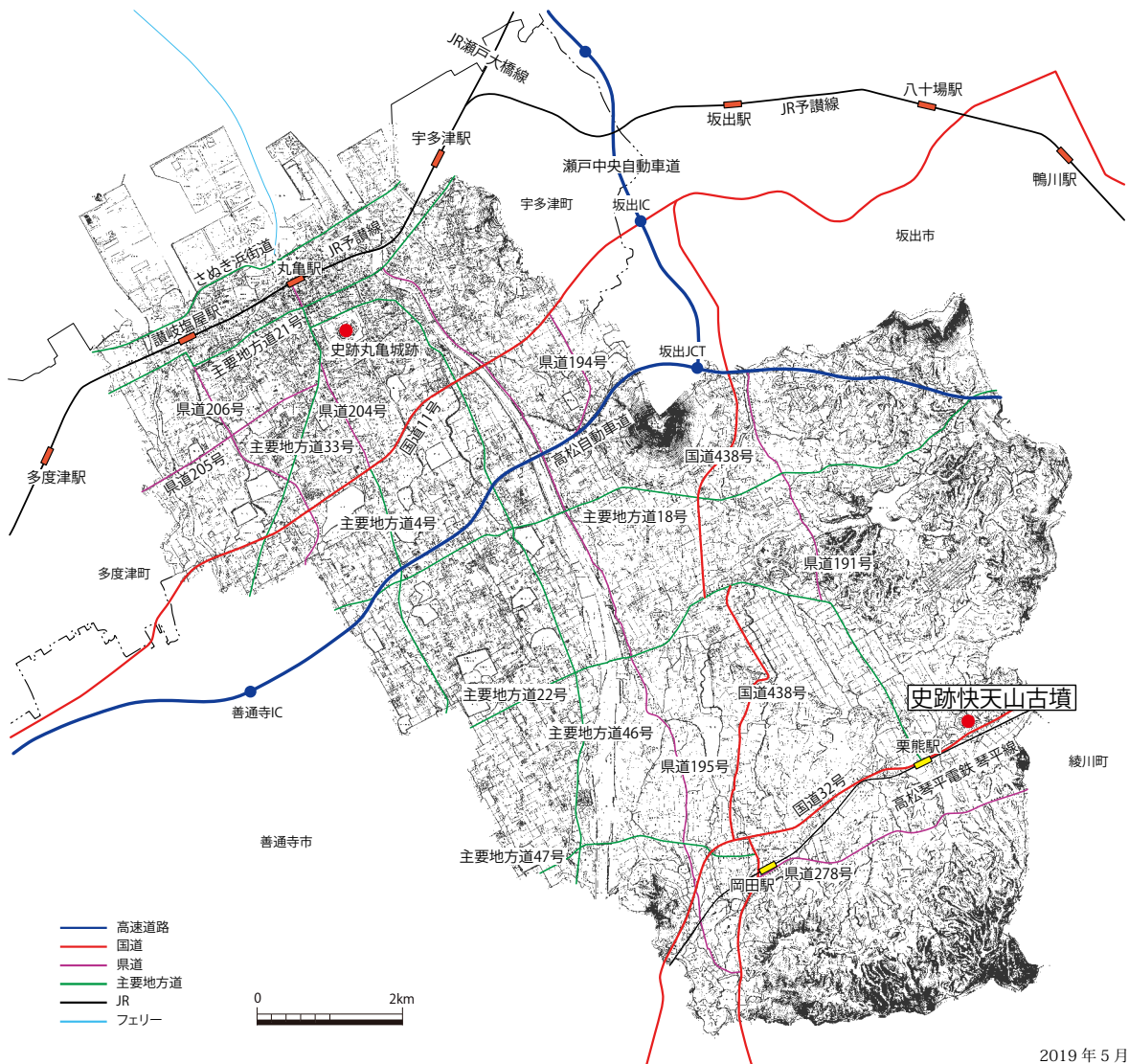


図 15 丸亀市主要交通網図と史跡快天山古墳の位置

(2) 公園緑地

丸亀市の公園緑地は、市民1人あたりの面積で36.2㎡であり、香川県の目標水準である1人あたり25㎡を大きく上回っている。しかしながら、これは風致公園等の公園が1人あたり31.3㎡と広いためであり、身近な公園である街区公園・近隣公園・運動公園等の基幹公園は1人あたり4.8㎡と少ない。旧市内の公園緑地はJR丸亀駅、県道高松善通寺線、土器川周辺に分布しており、代表的なものとしては丸亀城を中心とした歴史公園の亀山公園や、「残したい香川の水環境50選」に認定された土器川生物公園などがある。また、快天山古墳がある旧綾歌町には、市内で最も面積が広い綾歌森林公園があり、旧飯山町には水環境整備事業の一環として整備された楠見池親水公園や、飯山総合運動公園などがある。そのほか、丸亀城外堀跡の外濠緑道公園や、後期古墳が残る青ノ山墓地公園など歴史的なものがある。主要な公園緑地は以下のとおりである。

表3 公園緑地一覧表

番号	名称	面積 (ha)	種別	所在地	備考
①	綾歌森林公園	249.83	風致公園	綾歌町	西長尾城跡を含む
②	丸亀市総合運動公園	27.8	運動公園	新田町	
③	土器川公園 (県)	23.35	都市緑地	川西町	
④	楠見池親水公園	21.8	風致公園	飯山町	
⑤	亀山公園	20.48	歴史公園	一番丁	丸亀城跡
⑥	土器川生物公園	7.99	都市緑地	垂水町	
⑦	青ノ山墓地公園	7.57	墓園	飯野町	
⑧	蓬萊海浜公園	3.29	風致公園	蓬萊町	
⑨	塩屋町緑地	3.13	都市緑地	塩屋町	
⑩	外濠緑道公園	0.93	緑道	十番丁	
⑪	飯山総合運動公園	9.4	総合公園	飯山町	

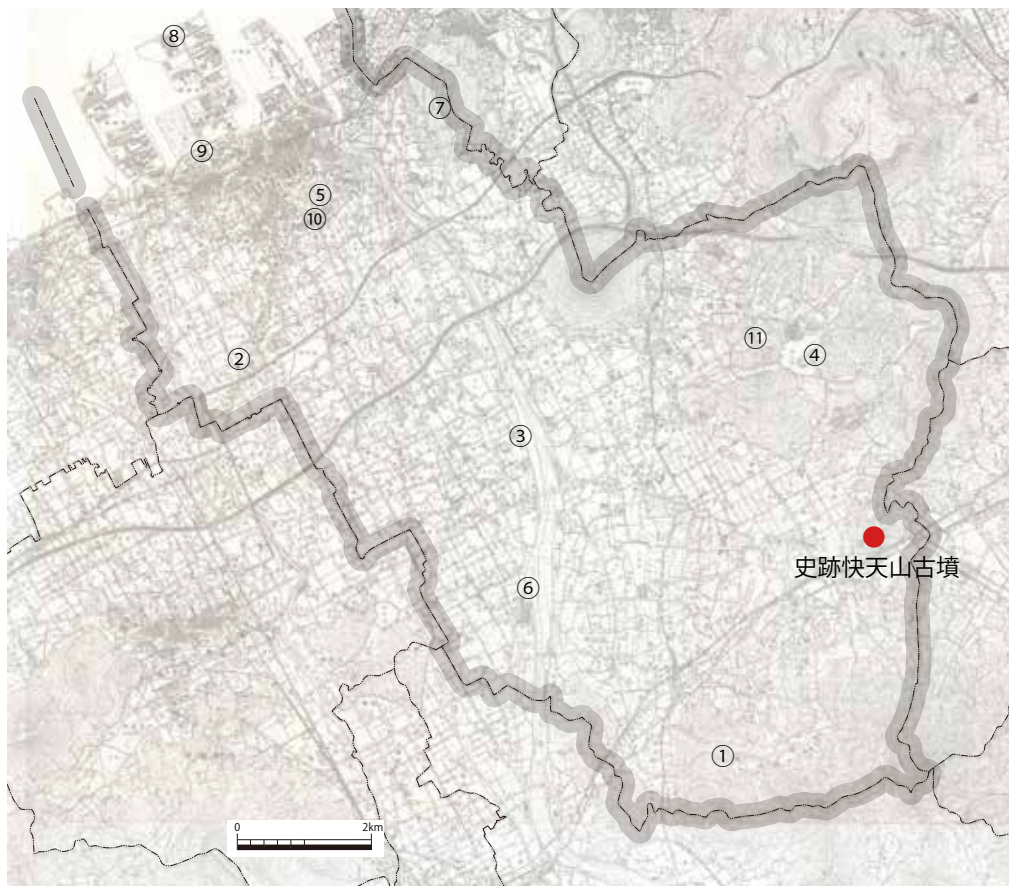


図16 公園緑地配置図

(3) 観光レクリエーション

丸亀市内の主たる観光レクリエーション施設としては、市内で最も観光客を集めている史跡丸亀城跡をはじめ、江戸時代の京極家の大名庭園であった中津万象園、島嶼部には丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区や史跡塩飽勤番所跡などがあげられる。また、文化施設として全国的にも有名な丸亀市猪熊弦一郎現代美術館をはじめ、丸亀城内には丸亀市立資料館がある。レジャー施設としては臨海部にボートレースまるがめがあり、多くの人で賑わっている。

快天山古墳のある綾歌町内には、市内最大の民間レジャー施設であるNEWレオマワールドがあり、中の池遺跡のある金倉町には香川県立丸亀競技場や丸亀市民球場などのスポーツ施設も整備されており、市民の利用だけでなくJリーグやプロ野球などのスポーツ観戦も可能となっている。



1 史跡丸亀城跡



2 中津万象園



3 丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区



4 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館



5 NEWレオマワールド



6 香川県立丸亀競技場・丸亀市民球場

写真1 丸亀市内の観光レクリエーション施設

(4) 法規制

丸亀市では、島嶼部を除く陸地部全域が都市計画法に基づく都市計画区域に指定されているが、市街化区域及び市街化調整区域の線引きはされていない。快天山古墳は、用途無指定地域にあたり、都市計画法上の規制は特にない。また、南部及び西部の土器川を除く範囲は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域となっており、そのうち約 1,000ha を農用地区域としているが、快天山古墳については農用地区域外である。その他、快天山古墳は墳丘のみならず周辺部に拡大した範囲が文化財保護法に基づく史跡に指定されている。

(5) 上位・関連計画

上位計画

丸亀市総合計画

本市は平成 17 年（2005）3 月 22 日、丸亀市、飯山町、綾歌町の 1 市 2 町が合併し、自治基本条例に基づき平成 18 年度（2006）に「第 1 次丸亀市総合計画」をまちづくりの指針として、「自然と歴史が調和し人が輝く田園文化都市」の将来像実現に向けた取り組みを進めてきている。

その中で、地方創生がはじまり、次のステップへとまちづくりを進めるため平成 30 年度（2018）からは 8 年後の新たな将来像を「豊かで暮らしやすいまち 丸亀」と定め、第二次丸亀市総合計画がスタートする。

第二次丸亀市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成され、「基本構想」でまちづくりの方向性として 5 本の基本方針を掲げ、「基本計画」では具体的な取り組みの内容として 31 の基本施策を示している。前期基本計画（2018 年度～2021 年度）と後期基本計画（2022 年度～2025 年度）から成っている。

「基本構想」の基本方針 V 「みんなでつくる」のなかで文化財保護を位置付けており、「基本計画」の基本施策 21 「歴史的資源の保存と活用」において、具体的な取り組みとして「快天山古墳の保存活用計画を策定し、適切な維持管理と保存活用を図る」ことを定めている。

施策 21 歴史的資源の保存と活用

(1) 現状・課題

現状・課題

- 丸亀城をはじめ、歴史的資源については、市民の財産として適切に保存し、未来に継承していくことが重要です。
- 歴史的資源を未来に継承していくために、市民が歴史的資源にふれる機会を創出することが重要です。

目指す姿

- 歴史的資源の保護をはじめ、文化財や史跡の保全・活用を図り、文化的価値の理解を深めるとともに、歴史的資源を後世へ継承していくまちを目指します。

(2) 施策の展開

①文化財の活用

- ▶文化財を、貴重な歴史文化に触れることができる財産として、観光や教育など各種事業と連携して活用します。

- ▶郷土への理解や愛着を深めるとともに、文化財保護に対する関心を高めるため、全国的なネットワークも活用しながら、資料館の常設展示や企画展、その他講座の充実に努めます。
- ▶資料館開館 50 周年（2022 年度）の特別企画展に向けて、丸亀城郭・城下町絵図等の修復を計画的に進めます。
- ▶本島の笠島重要伝統的建造物群保存地区や塩飽勤番所等の歴史的資源については、文化観光資源としての活用を一層促進し、来訪者の増加を図ります。

②文化財の保存

- ▶市内に所在する史跡や歴史的建造物などの重要な文化財について、計画的な保存整備に努めるとともに、防火、防災などの安全対策の充実に努めます。
- ▶丸亀城については、き損の著しい三の丸坤櫓跡石垣と、帯曲輪石垣について、計画的な修理を進めます。また、修理作業に合わせて、その過程を公開するなど、観光資源や学習素材としての活用も図ります。
- ▶国指定史跡である快天山古墳については、保存活用計画を策定するとともに整備計画を見直し、適切な維持管理と保存活用を図ります。

③伝統文化の保存、継承及び活用

- ▶先人が築き上げた、民俗芸能などの伝統的な文化を後世に伝えていくとともに、それらを活用して、地域において、連帯感や世代間交流が生まれるよう支援します。

関連計画

都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針を定めたもので、4つの柱を掲げている。その1番目として「身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る」として、「丸亀城や、金毘羅街道、快天山古墳などの歴史文化資源は、都市の個性を育み、市民の愛着を高めるものとして市民の憩い・学習の場、観光資源等として活用します。」と定めている。

4 都市づくりの基本方針

4-1 都市づくりの基本的な方向

都市づくりの課題、及び丸亀市の将来像を踏まえ、政策の柱のなかで特に都市計画に関連する以下の4つの柱について、これを戦略的かつ効率的に推進するための都市づくりの基本的な方向を示します。

(1) 身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る

都市づくりの基本的な方向<自然環境の保全と歴史・文化資源の活用>

- ・都市生活に潤いややすらぎを与える瀬戸内海をはじめ、丸亀平野、飯野山、土器川など、本市の豊かな自然環境を保全します。
- ・丸亀城や、金毘羅街道、快天山古墳などの歴史文化資源は、都市の個性を育み、市民の愛着を高めるものとして市民の憩い・学習の場、観光資源等として活用します。

(2) 日常生活が営みやすくにぎわいと活力のあるまちを創る

都市づくりの基本的な方向<都市施設の整備と適切な土地利用の誘導>

- ・日常生活が営みやすい良好な住環境を創るため、適切に土地利用を誘導し、道路や公園、生活排水処理施設の整備等による市街地の形成とともに、魅力的な景観を形成します。

- ・機能的な都市活動を支える幹線道路等の整備と、商業施設、工業施設の適正な集積を図り、にぎわいと活力のあるまちを形成します。
- ・高齢社会を迎えるなか、高齢者をはじめ市民の誰もが自由に移動し、積極的に社会参画ができるよう、安全かつ円滑な移動を支える都市交通基盤を形成します。

(3) 誰もが健康で安心して暮らせるまちを創る

都市づくりの基本的な方向<安心できる都市基盤の形成>

- ・自然災害や犯罪から人や地域を守るため、災害に強く、犯罪の起こりにくい安心して生活できる都市基盤を形成します。

(4) 自治・自立のまちを創る

都市づくりの基本的な方向<既存ストックを活用した都市機能集約型の都市づくり>

- ・安定・成熟社会に対応した持続可能な都市を創るため、都市機能を集約した市街地の形成を目指し、無秩序な市街地拡大に伴う新たな都市基盤整備コストを抑制します。
- ・これまで整備してきた道路や公園、下水道等の既存の都市基盤を有効活用した効率的な都市整備を進めます。

第2次丸亀市文化振興基本計画 (2017～2021)

市の文化振興施策を記したもので、9つの柱を掲げている。その4番目として「文化財の保存及び活用に関すること」を挙げ、「文化財は、市民が郷土の歴史や文化を理解し学ぶ上で欠かせないものであり、新たに文化を創造していく上での基礎となるものです。このために、市民共通の財産である文化財の新たな指定を推進し、快天山古墳、城山、丸亀城跡、塩飽勤番所跡、笠島伝統的建造物群保存地区などの保存整備を進め、次世代に引き継いでいくとともに、公開・活用に努めます。」と規定している。

□基本計画事項4 文化財の保存及び活用

【施策の方向】

- 文化財の公開や展示を行うとともに、広報やホームページなどを通して、文化財に関する情報の提供を図ります。このため丸亀市立資料館の充実に努めます。
- 市民の文化財保護活動への参加を推進するとともに、ボランティアの育成を図ります。
- 学校や地域において文化財を学習、体験できる機会を拡充します。
- 丸亀城跡の石垣修理工事や快天山古墳の整備など史跡の保存整備・活用に努めます。
- 有形文化財の保存整備・活用に努めます。
- 市内の文化財の保存状況等について、確認、調査及び指定を進めます。

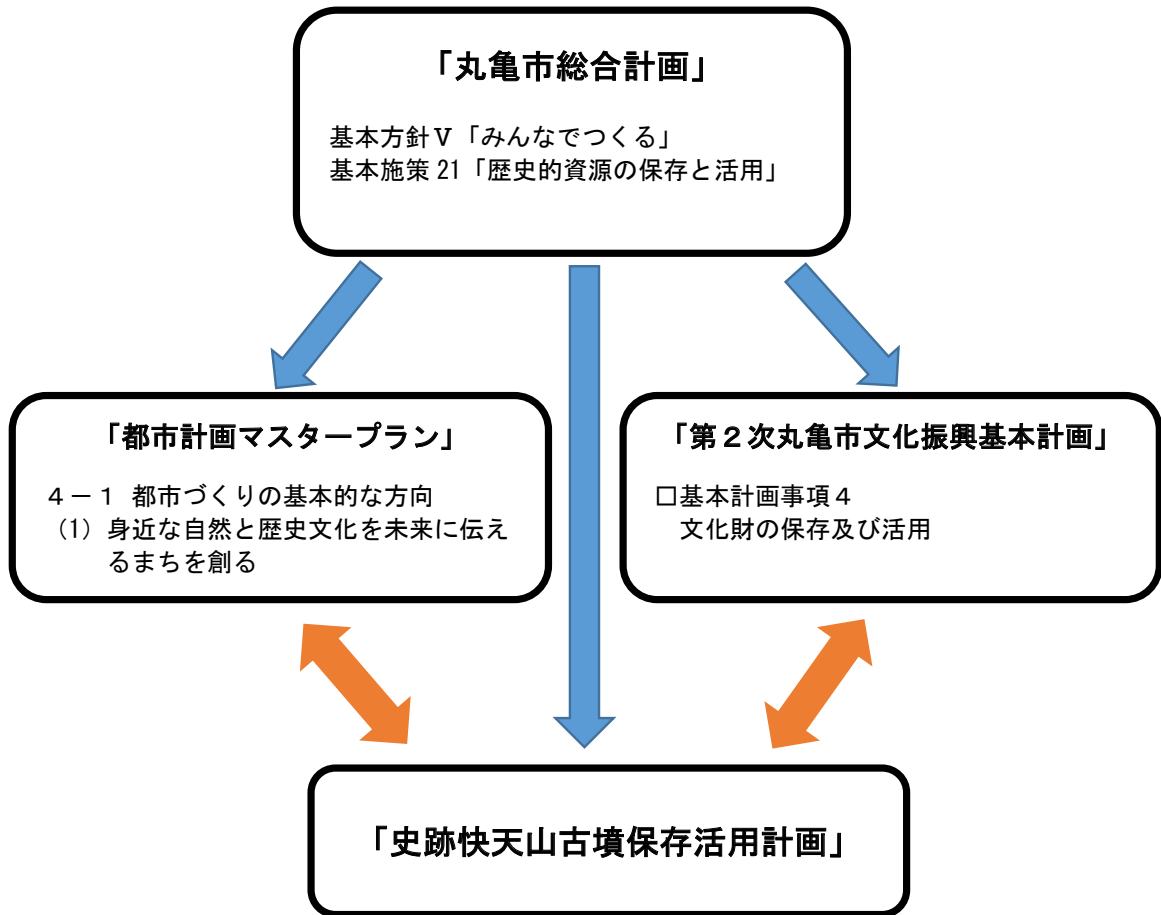


図 17 史跡快天山古墳保存活用計画の位置づけ